

衆議院

第一百五十六回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第六号

平成十五年五月八日(木曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君
理事 木村 太郎君 久間 章生君
理事 中谷 元君 浜田 靖一君
理事 前原 誠司君 渡辺 周君
理事 田端 正広君 工藤堅太郎君
理事 浅野 勝人君 岩屋 毅君
白井日出男君 奥山 茂彦君
左藤 章君 菅 義偉君
中本 太衛君 中山 正暉君
西川 京子君 萩山 教嚴君
林省之介君 原田 義昭君
福井 照君 松島みどり君
森岡 正宏君 山口 泰明君
山本 明彦君 吉川 貴盛君
吉野 正芳君 伊藤 英成君
大島 敦君 大谷 信盛君
大島 章宏君 川端 達夫君
桑原 豊君 玄葉光一郎君
首藤 信彦君 末松 義規君
筒井 信隆君 中山 義活君
平岡 秀夫君 赤松 正雄君
上田 勇君 中塚 一宏君
樋高 剛君 赤嶺 政賢君
木島日出夫君 今川 正美君
重野 安正君 井上 喜一君
宇田川芳雄君

参考人
(財団法人平和と安全保障研
究所理事長) 渡辺 昭夫君
参考人 濱谷 英博君
(松阪大学政策学部教授) 新倉 修君
参考人 藤井 治夫君
(青山学院大学法学部教授) 小倉 敏正君
参考人 (軍事評論家)

衆議院調査局武力攻撃事態
への対処に関する特別調査
室長

委員の異動

五月八日

補欠選任

荒巻 隆三君 左藤 章君
近藤 基彦君 福井 照君
大島 章宏君 中山 義活君

同日

辞任

補欠選任

左藤 章君 荒巻 隆三君
福井 照君 近藤 基彦君
中山 義活君 大島 章宏君

五月七日

有事法制の完全な廃案に関する請願(大島令子
君紹介)(第一九〇五号)

同(大島令子君紹介)(第一九四〇号)

有事法制の強行反対に関する請願(阿部知子君
紹介)(第一九〇六号)

同(今川正美君紹介)(第一九〇七号)

同(山内恵子君紹介)(第一九〇八号)

同(横光克彦君紹介)(第一九六四号)

有事関連法案反対に関する請願(佐々木憲昭君
紹介)(第一九三六号)

有事関連法の廃案に関する請願(木島日出夫君
紹介)(第一九三六号)

参考人
(元防衛庁統合幕僚会議
長) 西元 徹也君
参考人 小尾 敏夫君
(早稲田大学大学院教授)

紹介(第一九三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一九三八号)

有事関連法案廃案に関する請願(佐々木憲昭君
紹介)(第一九三九号)

有事関連三法案の廃案等に関する請願(筒井信
隆君紹介)(第一九五〇号)

憲法違反の有事法制撤回に関する請願(生方幸
夫君紹介)(第二〇一四号)

同(金子哲夫君紹介)(第二〇一五号)

同(日森文尋君紹介)(第二〇一六号)

同(種崎欣弥君紹介)(第二〇二五号)

同(山元勉君紹介)(第二〇二六号)

同(金田誠一君紹介)(第二〇三五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び
に国及び国民の安全の確保に関する法律案(内
閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五
十四回国会閣法第八九号)

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出、衆
議院第一四号)

非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提
出、衆議院第一五号)

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する
基本法案(前原誠司君外三名提出、衆議院第一
八号)

○鳩山委員長 これより会議を開きます。
第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設

置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態にお
ける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全
の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職
員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
及び内閣提出の三法案に対する久間章生君外五名
提出の各修正案、武力攻撃事態における我が国の
平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関す
る法律案に対する前原誠司君外一名提出の修正案
並びに一川保夫君外一名提出、安全保障基本法
案、非常事態対処基本法案及び前原誠司君外三名
提出、緊急事態への対処及びその未然の防止に関
する基本法案を一括して議題といたします。

本日は、ただいま議題となっており各案及
び各修正案審査のため、参考人として、元防衛庁
統合幕僚会議議長西元徹也君、早稲田大学大学院
教授小尾敏夫君、財団法人平和と安全保障研究所理
事長渡辺昭夫君、松阪大学政策学部教授濱谷英博
君、青山学院大学法学部教授新倉修君及び軍事評
論家藤井治夫君、以上六名の方々に御出席をいた
だいております。

この際、参考人各位に一言、あいさつを申し上
げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を
いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお
立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたい
と存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、西元参考人、小尾参考人、渡辺参考人、
濱谷参考人、新倉参考人、藤井参考人の順に、お
一人十分以内で御意見をお述べいただき、その
後、委員の質疑に對しお答えをいただきたいと存
じます。

なお、念のため失礼ながら申し上げますが、御
発言の際は委員長の許可を得ることとなっております

第一類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第六号 平成十五年五月八日

ます。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないということになっておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと存じます。

○西元参考人 御指名をいただきました西元でございます。本日は、このような機会を与えられましたこと、大変光栄に存じます。

私は、主として政策実行上の立場から、与党修正案を中心といたします武力攻撃事態等法案を主体といたします有事関連法制を支持し、これの早期成立をお願いするという立場から意見を述べさせていただきます。

まず第一に、武力攻撃事態等法案について申し上げます。

我が国の一部には、武力攻撃事態等法案は、テロへの対処、あるいは国民の保護、さらには工作員、工作船の侵入といったことへの対処を欠いているということから、欠陥法案だという指摘が一部にございます。このような指摘は、武力攻撃事態法案の持つております一側面だけに光を当て、この法案の持つております非常に重要なもう一つの側面を見逃しているのではないかと考えております。

と申しますのは、我が国の緊急事態等法制につきましては、個別の事態ごとに個別の法制をもって律しているというのが現状でございます。緊急事態全般を律する基本法制を欠いているということは否定できないことだと存じております。ここに我が国の緊急事態等法制の最も根本的な問題があるものと認識いたしております。

しかしながら、この問題は、憲法論議と絡んで非常に難しい解決上の問題をはらんでいるということも、また一面において事実でございます。そこで、武力攻撃事態等法案につきましては、第三条の武力攻撃事態等への対処に関する基本理念から、第十四条、第十五条の対策本部長、内閣総理大臣の権限、第十六条の損失に関する財政上の措置に至るまで、武力攻撃事態等には限っておりませんが、基本的な事項を規定しているものと

理解しております。これは、災害対策基本法で言うところの国の責務、それから都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの責務、住民等の責務、各レベルにおける防災計画の策定、非常、緊急、各種災害対策本部の設置、緊急災害対策本部長の権限、災害緊急事態の布告、さらには緊急措置などとはほぼ同様の規定だと私は理解しております。このことは、とりもなおさず、将来、我が国における緊急事態等への対応に係る基本法への発展につながる非常に重要な礎を築いたものと認識いたしております。したがって、欠陥法案という指摘は必ずしも当たらず、民主党、自由党提案の法案と可能な調整を図っていただき、早期の成立を強く要望するものでございます。

次に、武力攻撃事態等の認識について申し上げます。

今日の武力攻撃事態等は、低烈度の事態から高烈度の事態まで、あらゆるレベルの事態が想定されます。

具体的には、テロや工作船、工作員の侵入というような軍事と非軍事の中間にあるような事態は別にいたしまして、それに類する、それよりも烈度の高い事態が、明らかに、ある特定の国や地域あるいは非国家組織によって組織的に引き起こされる事態から本格的な武力攻撃事態に至るまで、その間には、あいまいなものから明白なものまで、非常に多くのレベルの武力攻撃事態があり得るものと考えております。最近の我が国を取り巻く情勢から、このような事態が起こらないという保証はなく、国民の多くがこのことを心配しているのが実情だと思っております。

以上のことから、武力攻撃事態等法案が専らありそうもない冷戦時代に想定された着上陸侵攻への対処を想定した法案だという指摘は、当たらないものと考えております。

ここで、武力攻撃事態等に関連して、自衛隊法改正案について一言つけ加えさせていただきます。この改正案は、我が国の法制上、警察、海上保安

本改正案は、自衛隊の行動を無制限に認めるものではなく、我が国の独立・主権と国民の生命財産を守るための自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するという観点と、国民の権利や自由を守るという観点とを調和するという基本的な考え方に立って規定されているものと理解をいたしております。したがって、武力攻撃事態等法案とともに、自衛隊法の一部を改正する法律案の早期成立をお願いするものでございます。

第三に、事態対処法制の整備について申し上げます。

事態対処法制は、国民の保護を中心として、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保のための自衛隊あるいは米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などを含んでおり、極めて重要であります。そして、その整備を急ぐ必要があることは申し上げるまでもないこととあります。

この際、国民の保護についてはもちろんでございますが、我が国の防衛のために行動する米軍に對して、対処すべき土地や施設をどのように提供するかという根拠、物品や役務を無償で提供できる枠組みの構築なども、日米同盟の信頼性のより一層の向上という観点から重要課題と認識いたしております。

与党修正案の武力攻撃事態等法案には、これらの項目、整備のための期限を明らかにするとともに、整備の責任を負う国民保護法制整備本部を置き、内閣の総力を挙げて整備すべきことを規定しております。本法案を一日も早く成立させることがこれらの法制の整備を促進する上での早道だ、このように考えております。

第四に、その他の緊急事態対処のための措置について申し上げます。

近年の傾向として、軍事と非軍事のいずれの領域に属するか、国防作用と警察作用のいずれで対応すべきか、あいまいな事態が存在することは確かでございます。我が国におけるこのような事態への対応は、我が国の法制上、警察、海上保安

庁、消防、自衛隊などのうち、いずれの組織が行動主体になるべきか、それぞれの組織の役割分担をどうするか、明確に整理することが難しいという事情があり、一方において、現行法の適用を工夫することによって対応が可能だというぐあいに理解いたしております。

例えば、このような事態における自衛隊の運用については、その事態事態に応じて、自衛隊法の治安出動あるいは海上警備行動、警護行動、情報収集活動などを適時適切に運用するということが考えられます。

このため、与党修正案においては、武力攻撃事態法案第二十四条において、当面とり得る措置として、第一に「情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実」、第二に「各種の事態に応じた対処方針の策定の準備」、第三に「警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化」などが規定されている、このように理解いたしております。

しかしながら、このような事態への対応に係り、将来、警察、海上保安庁、自衛隊等の役割分担のあり方の検討と相まって、総合的な法制を整備することの可否を検討し、あるいは事態によりよく対応できるようにするための現行法の改正を図ることは必要だと考えております。将来、できるだけ早い時期にこのようなことについて御検討賜れば幸甚に存じます。

最後に、これは先生方に申し上げるのは大変失礼だと思っておりますけれども、国家安全保障、防衛の基盤は、みずからの国はみずから守るという意思と能力であり、有事関連法制は、国家の独立・主権と国民の生命財産に最も深刻にして継続的な影響を与える武力攻撃事態、そのような事態に断固として対処するという意思を最も明確にあらわすものだと考えております。それゆえに、世界のいずれの国もこのような事態に対処する法制を持っているわけでございます。

このような観点からすれば、本法制は、このような最も深刻な事態の発生を未然に防止すると

もに、日米同盟の信頼性のより一層の向上に寄与するものと信じております。

以上をもつて、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございます。

次に、小尾参事人、お願いいたします。

○小尾参事人 早稲田大学の小尾でございます。

きょう、この場で私の意見を述べさせていただきます。けるわけですが、国際情勢も大変変化しておりますし、また国会も大変忙しい時期でもあるようですので、この法案がどうなるか、関係する法案がどうなるかわかりませんが、私としては、四つほどポイントを絞ってお話しさせていただきます。

一つは、国際情勢の変化ということですが、冷戦時代からテロの時代に移り、そして九月十一日、九・一一の多発的同時テロ事件以降、世界情勢の力関係が大変変わりましたので、そういう意味では、アメリカの政府の行政組織等も、国土安全保障省というものが審議の対象になり、ことしの一月にできたわけですが、私、かなり前に国際連合の専門機関で仕事をしておりました、要するに、国連という組織を内部で見えていますと、常任理事国の五カ国が同意しない懸案事項は何一つ通っていない、そういう国際機関の宿命というのがございます。ですから、各国が国においてどれだけ国民の生命、身体、財産を守るかということの法整備の必要性というのは、国連にいた人間とすれば、当然、日本にいる方よりも緊急の課題というふうに思っております。

そういう国連との関係はともかくとしまして、国際情勢がこういう形で変化して、そしてイラクから今度は北朝鮮へという流れもございします。また、小泉内閣になって初めて有事法制法案が国会で上程され審議されているわけですから、これは画期的なことだと思えますし、また、野党第一党の民主党が対案を出したということも非常に重要なことだというふうに認識しております。

こういう状況の中で、私、あと三つの点について触れたいと思っております。

第一点は、国会の関与という視点であります。日本は議院内閣制ですので、アメリカの大統領制と当然違うわけで、イギリス型の政治形態である。しかし、三権分立という点では同じなわけですから、非常事態、緊急事態において国会がどう関与するかということ、非常に重要な国民の最高議決機関としての権利だということに思っています。現在議論をされている国会の関与については、最大限の配慮をすべきだろうというふうに思っております。

往々にして、有事の事態あるいは緊急の事態になりますと、国会というものが行政と、三権分立でありながら、何か軽んじられるようなイメージだけがありますので、国会がしっかりと国民を代表して、有事の際、緊急事態の際に監視し、また法案を見ていると、中止をするような議決の権利もあるという内容もありますので、そういうことを徹底していただきたいというふうに思っております。

三番目の点は、基本的人権の問題であります。憲法に書いてあるからいいじゃないか、一々また書く必要はないとか、いろいろな議論があると思えます。しかし、日本の憲法は、有事、非常事態を想定しているとは私には思えないわけで、そういう事態において基本的人権をどう守るか、これは大変重要な国民の権利であるだけでなく、行政、立法もそういうことに対する責任というものが十分果たせなければならぬというふうに思っています。

対案等出ておりますけれども、幾つかの基本的人権に関して、今回の一連の法案が、しっかりと国民の納得のいく義務、権利を行使できるものにしていただきたいということをお伝えしておきたいと思っております。実際には幾つかの項目がございますから、それはもうお手元の基本法案の方に書いてあるように、それは御理解しておられるものと思えます。

最後の四番目、これは私がきょう一番主張したいことなんですけれども、国民保護という視点から、危機管理庁、アメリカのFEMAという役所がございしますが、その日本版をぜひ創設していただきたいということをお願いしたいと思っております。

FEMA、危機管理庁がアメリカでどういうものであるかは、釈迦に説法というか、もう委員の皆さん方は存じ上げていると思いますので、時間の制約上、細かい説明をいたしません。有事の際あるいは緊急事態、非常事態において、アメリカにおいてFEMAが果たしてきた役割、あるいは、現在、一月から創設された国土安全保障省が果たすべき役割というのは非常に大きいものがあります。これは、大災害、自然災害、人為災害、テロあるいは生物化学兵器を使った場合の被害、いろいろな事態が想定されますが、現在の日本のシステムの中で、そういうような、FEMAがアメリカで活動しているようなものが機能しているとは思えないわけです。安保会議とかいろいろの会議体はございますが、行政として、困難を乗り越えるだけの、中央政府と地方政府あるいは民間を連携した、そういったネットワークというものが必要であると思えます。

御存じのとおり、テロとか大災害というのはもう瞬時に起きるわけで、その対策は、予防的なものから事後のもの、二十四時間が勝負じゃないかという方もいらっしゃると思います。そのときに、今のようないくつかの体制で国民の生命、身体、財産が守れるのかということが国民にとって非常に不安な要因だと思っております。

いろいろな議論を聞いていますと、例えば、何か、もう一つ役所をつくるのはけしからぬとかいう意見もございします。しかし、このFEMAのような危機管理庁というのは、有事ということ前提にした役所であって、平時にもう一つ役所をつくるという考え方はございしませんので、そこが一つ違うのかな。

また、アメリカの国土安全保障省の創設経緯を

いろいろ研究してきているわけですが、予算中立ということ、アメリカの役所は予算を全くふやさない。現在の、現在既にできていますけれども、現行の予算の中で百幾つもの省庁、部署を統合する、それから人員は一人もふやさないということ、これは、私から見ると行革そのものだろう、小泉総理の言う構造改革だろう。あるいは、総理が言う備えあれば憂いなしという言葉の本当の身からすれば、備えがどこまでできるんだらうかという国民の心配からする意味で、危機管理庁というものを、内閣府、総理のもとにつくっていただくということが必要であろうというふうに思っております。

そのあたり、以前から多少の議論はあるようですけれども、往々にして、このような構造改革、行政改革は痛みを伴うものだから、やりたがらない、先送りのなムードもないとは言えないので、この際、改めて私の口からも、FEMAの日本版をぜひとも国会で、何らかの形で、成立に向けて努力していただきたいというふうに思っております。

以上、四提案、コメントを含めて申し上げますけれども、今国会で、いろいろな議論を通して、国際的な信頼と国民の理解を得る、そういった結果としての法整備ができることを期待しております。

以上です。(拍手)
○鳩山委員長 ありがとうございます。
次に、渡辺参事人。

○渡辺参事人 平和安全保障研究所の渡辺と申します。

平和安全保障研究所というのは、防衛庁と外務省の指導のもとに、関連の研究や世論活動をやっている民間の研究機関でございます。

なぜそのことを申し上げるかといいますと、平成九年、今から六年ぐらいい前に、私どもの研究所の理事長の阪中友久理事長時代に、「有事法制についての提言」という文書をまとめて、世の中に問うたことがございます。この中には、その研

究報告書や、あるいは阪中前理事長からのお話を
お聞きになった方がいらっしやるのではないかと
いうふうに思います。

それから六年がたったわけでございますが、現
在、この委員会及び国会全体として、いわゆる有
事法制という問題について真剣に御議論いただい
ているということに対して、心から敬意を申し述
べたいと存じます。

私は、時間の関係もございますので、個々の具
体的な法案に関連してコメント申し上げるとい
よりも、非常に基本的なことについて三点ほど私
の考えを述べさせていただきます。

まず第一は、対象の限定といいたしよるか、有
事の定義。これは、国民緊急事態とか国家非常事
態とか、それぞれの国の事情によっていろいろ呼
び方がありますが、いずれにしても、国民の
生命財産の保護のために国家が強力な措置を直
にとることが要請されている事態だというふう
に私は考えます。

そうしますと、いわゆる外部からの武力攻撃事
態というのは、実際に発生する事態というのは余
りにも明白であって、これはほとんど議論の余地
がないんだらうと思います。一番難しい問題は、
その外側にとどこまで広げるのかということであ
る。私は、あらかじめ申しますと、余り対象を広
げないような限定が必要であるというふうにお考
えます。

御議論いただいているいろいろな案によります
と、例えば、武力攻撃のおそれがある事態である
とか、あるいは武力攻撃予測事態というふうな
いろいろな言い方があると思いますが、個人の
好みからいうと、与党の修正案でございますが、
武力攻撃予測事態というふうにとめた方が
すっきりするように思います。いづれにしても、
この場合は、急迫性とか緊迫性というものの判断
というものが非常に重要になるわけですね。した
がって、これは、一般的に言うところと非常に議論のあ
り得る状態、非常に難しい状態であるということ
を理解しておかなきゃいけないと思います。

それから、それ以外の緊急事態として、テロと
か不審船などの、いわゆる国家以外の武力集団か
らの脅威への対処ということが今日ではますます
重要になってきている。これは非常に悩ましい問
題であると思うんですが、これを我々は無視する
わけにはいかない。その場合に、まあ多くの場合
は何らかの敵対的な国家の意思というものがか
わっているとは思いますが、その関連を明白に判
定したい事態であっても、我々としては座視す
るわけにはいかない、こういうことになるだろ
うと思います。

以上、申しましたように、対象というものを広
げて、私はその辺らうと思えます。例えば予
防外交とか、もっと、いわゆる広い、低いレベル
という言い方がいいのかどうかわかりませんが、
もっと広い意味で、紛争が激化しないように国際
的にいろいろ協力しないといけない、こういうこ
とは非常に大事な課題になっております。しか
し、これは、いわゆる有事法制とか武力事態とい
うこととは区別した方がいいように私は思いま
す。

第二点は、今度は権限の限定ということであり
ます。

これは、必ずしもこの問題だけに限らず、一般
的に国家というものに、今日、現代の国家に要求
されている機能というのはいろいろ複雑になっ
てきております。経済的な運営というものもそう
でございますが、そうしますと、能率的、効果的
であるということが非常に要請されるわけですね。
したがって、国家は効率的な仕事をしなきゃい
けない。そのためには権限を与えなくてはなら
ない。しかし、同時に、他方では個人の人権が守ら
れなければならぬという、この二つの要請とい
うものに常に国家というものは直面するわけであ
ります。ある人の言い方によると双頭の国家、二
つの頭がある国家というふうに言うわけで、この
二つを常に持っていなきゃいけないというのが一
般論として言えると思います。

緊急事態といいたしよるか、武力事態に関して
もそうでございますが、この事態に際して国家が
求められる機能、仕事を効果的に遂行するために
は強力な措置が必要である。しかし、不当に個人
の人権を侵すはならない。これは憲法十三
条に、公共の福祉に反しない限り国民の権利を最大
限に尊重すべしに書いてございしますが、これを
ひっくり返せば、すなわち、緊急の事態において
はある程度は国民の権利を制限しなきゃならぬ
という認識が同時にあるということになると思
うんですね。いづれにしても、こういうのが必要であ
る。

この問題は、少し別の角度からいいますと、先
ほど申しました、国家が何かの事態に対して効
率的に機能しなきゃいけないという効率の視点から
も実は大事なことであって、つまり国民の自発性
を引き出すことが大事だと思うんですね。

つまり、一方では命令と申すところがありま
す。一方では説得と申すところがあるわけで、一
方的に国家が何々しろというふうには国民に
命令して、一つの組織の中で、例えば自衛隊
から自衛隊の中でもそうだと思うんですけども、
命令と申すところは非常に大事でありますけれど
も、それぞれの命令を受ける側が、それに対し
て積極的に支援する、目的を理解してそのために協
力をすると申すことが非常に必要でありま
す。そういう意味で申しますと、そもそも国民
と国家が対抗関係にあるわけではないわけであり
まして、それぞれの立場から、この共通の事態に
どう対処するかという覚悟が必要であらうと思
います。

このことは、国民の協力ということ、現在御
用意なさっている法文にあちこちに出てくるの
で、それは大変結構なことだと思ふんですけれ
ども、全体の精神として、その点はもう少しはき
りした方がいいように私は思います。

最後の点は、包括性ということでございます。
つまり、権限の集中でございますね。これは、先
ほど申しましたように、国家がそういう事態に対

して効率的に行動するための権限というのは集中
しなきゃいけないということがございます。

これは、個々のお役所はよく仕事ができる、つ
まり効率性の基準を満たしていると思うんです
が、ただし、相互の関係が必ずしもよくないとい
うのが、まあどこの国でもそうだと思います
んですが、我が国についてはしばしば言われるこ
とでございます。つまり、全体としての政府の機能
が低下してしまふ。

竹下登元首相が、回顧録の中でこういふふう
におっしゃっています。日本の官僚機構は基本的に
世界に冠たる頭脳集団です、しかし、これには括
弧があつて、ただし縄張り争いをしなければとい
う、その括弧の中でみんなが切磋琢磨している、
それをどうコントロールするかが政治だといふ
うにおっしゃつて、まさにそのとおりだと思
うんですね。

ということで、なぜこういうふうにお申し上
げるといふこと、今議論しているのは、武力事態とい
うのは、あるいは緊急事態といふのは、もちろん
自衛隊とか防衛庁が中核的な役割を果たすわけ
でございますが、防衛庁や自衛隊が活動できるよ
うにどういふふうには邪魔をなくすかという精神で
なくて、国家の全機能がそこに総合的に動員さ
れなければならぬ、動員されなくてはならない
という意味でございますので、これは何か、どこ
か、あそこが官庁の仕事だらうというふうには
か、あそこが官庁の仕事だらうと思ふのであ
ります。そういう意味で、トップの政治主導とい
うのも、どうしても不可欠になるということ、この際、
改めて確認しておく必要があると思ふます。

以上でございます。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございます。
次に、浜谷参考人、お願いいたします。

○浜谷参考人 発言の機会を与えていただきま
すので、早速本論に入らせていただきたいと思
います。

一般に、独立国家と申しますのは、国の主権と

いうもの、それから国民の安全確保ということを目指して平和的交渉手段を駆使するわけでありますが、それと同時に、不測の事態に対しても対応可能なような体制を平素から備えておくということ、これは崇高な使命でもあります。その意味で、我が国も、自国を取り巻く安全保障環境というものに配慮しながら、法治国家としての万全の体制を整えておくことは必要であろうと思われまます。

しかし、我が国のこれまでの安全保障政策というのは、特異な制定経過を持っている憲法の中に自衛権の規定がないであるとか、参議院の緊急集会事項を除けば緊急事態事項がないであるとか、そういうものも理由にして、針の穴を通すような憲法解釈というものを積み重ねて現在まで来たということは、非常に憂うべきことだといふふうな考えであります。有事法制が喫緊の課題といふふうな言われつつ未整備のまま今日まで放置されてきたということは、その一環であらうと思われまます。

もとより、自衛権の規定のなきというものが自衛措置を一切行えないということにはつながらないわけでありまます。自衛権はまさに国家の属性なのでありますから、そういうことはあり得ない。いわゆる憲法の欠陥部分、まさしく憲法のいわゆる空白部分というものを補てんする意味で、国家安全保障政策についての原理原則というものを確立する、制定するというところで、基本法を定めるという基本法構想というのはいかに意味があるものであるといふふうな考えであります。

そもそも、緊急事態対処法制というのは、国家や国民の安全に対して、いかなる法的根拠によっていかなる手段をとり得るか、またいかなる目的でいかなる方策をとるべきかということ平素から考慮して、その手続を策定しておくということにはかならないわけでありまます。

つまり、有事関連法一般というのは、国家の独立確保、それから国民の保護を目的とした安全保障政策上の手続法なわけでありまます、シベリア

ンコントロールのツールであります。いわゆる手段というか、工具というか、道具であります。これは、民主国家であり、また法治国家であるがゆえの法体制でありまます。もとより、一人の意思がすべてであるというような独裁国家などでは論議の対象にすらならないということでありまます。その際、法案に盛り込むべき柱というのは二つあると思われまます。

一方の目的は、いわゆる軍事的合理性の追求による不法な勢力の排除ということでありまます。つまり、自衛隊を初めとする国の組織それから機能、この総力を挙げて対処すべきことはもちろんであります。米軍との防衛協力を整え、さらに国と地方自治体の役割を分担、調整し、さらに国際法の原則を遵守するということがあわせてとられなければいけない方策であらうと思われまます。この点は、国家の自衛権に基づく具体的な実効性を担保する上で、集団的自衛権の解釈と安全保障措置の原理原則というものもそろそろ再検討を行うべきときに来ているのではないかとはいふふうな思われまます。

いま一方の柱は、国民の保護法制であります。有事における国民の保護のために、国と地方自治体がおのおのの役割に基づいて相互に協力するということが不可欠な法案の内容であります。

具体的には、危険度に応じた警報の発令、地域住民の避難、被災者の救助や治療、さらには、消防活動を初めとして、施設や各種整備など社会的インフラの復旧、さらに保健衛生の確保とか治安の維持等々、国民生活一般や経済の安定化策に関するものまで含めて法的な整備が必要であらうと思われまます。

これら国民保護の観点からは、二つの例外措置というのにも必要であらうと思われまます。一つは、有事対処の権限行使に関する手続的例外というものであります。

緊急な時間的制約のもとでは、首相の緊急事態宣言によって通常の手続の省略、それから首相や

地方自治体の首長さんへの一時的な権力集中など、いわゆる迅速な対応ということに配慮した被害の局限化というものが最優先の課題になるだろうと思われまます。これら緊急権限の行使に対しては、国会など他の機関による強制的な終了措置、いわゆるチェック手段であるとか、緊急事態終了後の使われた権限に対する司法的な評価、要するに裁判所のチェックとか、さらには強制措置を伴う損害に対する正当な補償というものも当然不可欠な要素であります。

首相の緊急事態宣言については、現在有効であります災害対策基本法や警察法というものにも緊急事態の布告規定というものがありますし、それらの法律には、国会の議決によってその布告自体を強制的に廃止できるという規定も既に制定されております。

いま一つの例外措置というのは、憲法で保障された国民の権利に対する制約であります。

緊急事態対処措置の性質上、多数の国民の安全確保という観点からは、一部の国民の私有財産、それから行動の自由といったものが制限される場合が想定されるわけでありまます。これら平和と安定を回復するための犠牲というのは、そもそも必要最小限にとどめるべきであるといふことは当然でありますし、それから、過剰な制約に対する歯どめというものも規定しておくことは重要であらうと思われまます。

その際、具体的な権利というものを明記することについては、一面わかりやすい面もありますが、しかし、該当しない諸権利を逆に拡大させるということにもなりかねないという側面もあります。これは概念的規定による柔軟性の確保ということも配慮しておく必要があるかといふふうな思われまます。

最後に、提案されている諸法案に関連して、シベリアンコントロールの観点から国会関与という問題について主に取り上げまます。ほかに若干の点を指摘して議論の参考に供したいと思います。まず、その国会関与であります。これは私の

かねてからの持論であります。キーワードとしては、いわゆる有効期限つき国会承認制と、もう一つは国会拒否権というものであります。

国会承認に関しては、いつの国会も、聞いておりますと、事前事後かの議論が非常に盛んであります。これは、私に言わせまますと、ほとんど不毛な議論であります。すなわち、実態的には、これは、国会尊重の建前からは原則事前承認、緊急時には事後承認、この結論以外には初めからあり得ないわけでありまます。時々刻々と変化する事態の推移にあつては、不足しがちで、かつ錯綜する情報のもとで事前承認を与えるなどということ政府に対する白紙委任の効果さえ生んで、逆に危険でもあるといふふうな思われまます。

国会は、多数の情報に基づく議論によっていわゆる真実へのアクセスを可能にする、こういう場なのであります。即断を求められる政府判断とは意味も性質も異なるわけでありまます。したがって、事前、事後、いずれの国会承認であっても、それには有効期限を設ける。例えば、アメリカの戦争権限法などに倣いますと六十日間ですが、有効期限を満了前に更新に対する手続をとる、すなわち更新に対する事前承認という制度を設ける方が、これは効果的であらうと思われまます。国家の実力集団の行動には常に国民のシベリアンコントロールがかけられている、こういう事実が法治国家の基本的な要請でありますし、また民主制の基盤だからであります。

同時に、更新を求める政府に対し、できる限りの情報開示を求めることによって国会が情報空白から脱するということも可能になる、副次的に可能になると思われまますし、事態が泥沼化したときに、国会決議によってその泥沼から転換するといふことにも方法としては使えるであらうといふふうな考えであります。

加えて、有効期限内にはいかなる時点でもその承認効果を取り消すことのできる国会拒否権条項

というものを創設することも有効だろうと思われ
ます。

議院内閣制のもとの後の承認取り消しという
のは、通常は賛成に回った与党議員の同意も必要
だということだけに、よほどの事態の急展開や事
実の誤認、さらには、もろもろの前提や条件の重
大な変更というようなものがある場合にこれは限
られるわけでありまして、乱用というのは考えら
れないというふうに思います。アメリカの制度に
ついては、私は、大統領制のもとではこの議会拒
否権は違憲の主張に立っておりますが、日本の議
院内閣制のもとではこれは有効に機能するという
ふうに考えております。

第二は、あとは簡単に申し上げますが、武力攻
撃事態の定義に關してであります。

一般的に、法律における概念定義というのは、
これは、私も法学者の端くれである以上、非常に
重要だということは理解しております。しかし、
緊急事態関連法制というのは、そもそも本来予測
不能な事態への対処法なのでありまして、詳細に
規定すればするほど対象外の例外を多くするとい
うようなジレンマがあります。したがって、その
ことよって準備対応のおくれを招きかねないとい
うことは十分配慮する必要があります。ここは厳格
な中にも柔軟性を失ってはならないわけでありま
して、法の硬直化を防ぐ意味でいろいろな配慮が
必要だろうと思われまます。

最後は、対処基本方針案の策定についてであり
ます。

緊急事態発生という時間的制約の中では、その
中で作成をするということは、これは事実上不可
能であります。そうである以上は、平時から緊急
事態の程度に多段階で対応させた方針案というも
のがあらかじめ策定されていなければ、これは対
応が不可能であります。同時に、緊急事態時の閣
議決定についても、平時から指名されている数名
の特定閣僚の合意に代替させること等々が検討さ
れていいのではないかと思われまます。

そもそも、有事関連法の適用というのは、国家

の存亡と国民の生死をかけた、いわば一度限りの
ものであります。そういう意味では失敗は許され
ないわけでありまして、実効性への疑義というの
は完全に払拭されていなければならないというふ
うに考えまます。

いずれにせよ、不法な実力による国家国民への
侵害行為に対しては、国際法を遵守しながら、国
内法を根拠とした毅然とした姿勢を対外的に表明
する、このことと国家の安全と国民の保護とい
う、いわば公益の追求と国際社会との協調とい
うのを内外に示す上で、緊急事態法制の整備とい
うのは急務かつ重要であると思われまます。

与野党の合意に基づく法整備というものを強く
求めたいというふうに思いますし、対案の提出と
いうことであります。対案の提出というものが、
いわゆる拒否することのハードルにだけ使わ
れることのないようにお願いして、意
見を終わりたいと思われまます。

ありがとうございました。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございました。

次に、新倉参事、よろしくお願ひします。

○新倉参事 発言の機会をいただきまして、あ
りがとうございます。私は、今までの参事人とは
また違う角度から発言したいと思われまます。

レジュメを用意しましたけれども、これを全部
お話しすることは多分できないと思われまます。有
事法と言われているものの中で一番重要なのは武
力攻撃事態対処法案。これは、どういうふう
に省略するかというところはあると思われまますけれども、
そういう事態に対してどういうふうに対処する
かというところで、一種の基本法といえますか、
枠組み法ということになっていと思われまます。

しかし、武力攻撃事態というのは非常にいろ
いろなグレードに分かれていまして、今までの参
事の御意見でも明らかですけれども、それに對
して、あらゆる事態に対処するんだ、あるいは、あ
らゆる事態とは言わなければ、とりあえず今
回はここまで対処する、さまざま御意見がある
と思われまますけれども、そこへ議論が行く前にもう

少しやはり考え直すことがあるのではないかと
いうことを私としては申し上げたい。

つまり、二つのギャップを私は感じていまし
て、一つは、法案というのは、何か全体像がまだ
十分描き切れていないのではないかと。大きな絵と
いうふうに言いますと、その絵は戦争ということ
を想定しているわけですが、戦争の具体的な
に光があるのかということですね。その絵柄とい
うのは非常に大事で、そこはやはり国会ではせ
び議論していただきたいと思われまます。

その絵柄というのは、私が想定しているのは二
種類あるわけで、一つは平和と人権というもので
ありまして、もう一つは、あえて言えば力による
平和というものだと思います。法案はそのどちら
に組み込まれていくのか、ここは非常に大事な点
ではないかと思われまます。

この二つのものをあえて今まで法規化されたも
ので示せば、一つは、憲法とユネスコ憲章。印象
的な言葉を取り上げますと、「平和を愛する諸国
民の公正と信義に信頼して、これは憲法の前文に
ある言葉でして、戦力を放棄して戦争を放棄した
という国民の決意の中に、ただ何もしないとい
うのではなくて、諸国民の公正と信義を支援する
という、非常に大きな決意を我々は一九四六年に
したんだということを確認したいと思われまます。

それから、ユネスコ憲章。それより一年前に
きたわけですが、そこには、人の心の中に
平和のとりを築こうということがありまして、
これは一種の平和教育が大事だということかも
しれませんけれども、この構想から、実は人間の
安全保障という新しい国際的な潮流が生まれつ
つあるわけですね。その点をやはり無視すること
はできないわけですし、この法案がその絵柄の中
にぴったりはまるのか、はまらないのか、そこが
非常に大きな問題だと思われまます。

もう一つは、集団的自衛権の体制づくりという
方向性があると思われまます。

これは、日米安保条約とか日米新ガイドライ
ン、それから、お読みになっていと思われまます

けれども、いわゆるアーミテージ報告ということに
示されている内容でして、これを私は読みまし
て、ある意味ではそら恐ろしくなつたわけですが
れども、今日の事態というものをほとんど想定し
て、日本に対してはかなりのつきりした注文をし
ているわけですね。その中には、やはり国内法の
整備という問題もありませんし、情報機関の整備と
か、パートナーシップを完全にするために日本の
積極的な役割を期待するというようなのが組み
込まれていくことになれば、これは大きな
進路の変更を我々に求めざるを得ないのではない
か、そういうことですね。

それをわかりやすく言えば、この法案では、武
力攻撃事態というのを私なりに言いますと、ゴジ
ラに例えて、それに対してどういう対処をしたら
いいか、ゴジラをどうやって生け捕りにするの
か、こういうことを問題にしているわけですが、
でも、ゴジラというのは突然発生するわけじゃあ
りませんから、そういう発生する事態に対して
我々は十分備えをしているのだから、そういう
問いかけを切り捨ててこの法案がもし審議され
るとしたら、ここは大きな誤りを犯すのではない
かというふうに私は思われまます。

そこで、最後に、私の意見としては、この法案
で扱われているのは大きな枠組みの問題ですけ
れども、単に実際に日本が武力攻撃されるとい
う事態じゃなくて、そういう事態だけではなくて、さ
らに非常にすそ野の広いところまで含めてい
る。その先には周辺事態とか、ああいうものとの連続
性ということはどうしても否定し切れないわけ
でして、そういう観点で見ますと、これはあえて例
えて言えば、イラクに対する攻撃のような、国際
の安全と平和のために同盟軍を派遣しよう、そ
ういう動きと連動し兼ねないと言わざるを得ない
のではないかと。

ここでの問題はいろいろありますけれども、
一番の問題は、国際の平和と安全に対する脅威が
あるということだれが判断するのかということ

ですね。イラクの攻撃については、国際法の仕組みですと、国連の安保理事会が判断するということになってははずなんでしょうけれども、結局、その判断が回避されて、実際は、アメリカの大統領がこれは危険だと宣言して事態が動いていった、こういうことがありますので、そういうことも今後大いにあり得るわけですから、この法案をつくったということは、そういう事態も当然前提にして、あるいはそういう事態を肯定して、日本をそういう方向へかじを切るんだ、こういうことなのかどうなのか、そこをはっきりさせていたいただきたいというわけですね。

私の立場から言いますと、むしろそこには、国として優先すべき課題が転倒されているのではないかと、むしろ我々にとって大事なことは、平和への努力がまだまだ足りないのではないかと、その平和のための課題というのを、もっと具体的にリアルに描いて、それに取り組むという姿勢を示すことの方が、日本が世界から尊敬されるのではないかと、思うに思います。

もう時間ありませんので、具体的に申し上げることはできませんけれども、私としては、まず四つ日本が取り組むべき問題があると。アジア地域における安全保障協力機構をつくらうということですね。それから、北東アジアあるいは東北アジアについても同じですけれども、非核地帯条約を結ぼう。それから、国際刑事裁判所条約を批准しよう。それから、NGOや地方自治体の自主的な平和活動というのを支援しよう。

これは標榜的に言えば、第一は、対話と信頼の醸成の努力を怠ってはいけません。それから非核化、そして国際犯罪の処罰、これによって戦争はかなりの部分防げるわけですね。そして大事なメッセージとしては、我々は国益だけを考えて世界の中で名譽のある地位を占めたいと思っているのではなくて、まさに世界の平和を愛する諸国民と一緒に手を結んで共生する、こういうメッセージを日本の国として発していくことが大事

ではないかというふうに思います。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○鳩山委員長 ありがとうございます。

次に、藤井参考人、どうぞよろしくお願いします。

○藤井参考人 藤井でございます。

毎年のことですが、夏になりますと、亡くなった友人たちの甲いの、追悼の集会が開かれ、お話をすることがございます。ことしも行ってまいりました。ことし申した方は、昭和二十年六月、十六歳で沖繩戦の中で亡くなった、まさに少年のような兵士であります。特攻隊。

特攻隊は志願でやったんだという説もございませぬが、十六歳の人々は、もうそんなものじゃない、先生に強制されて実際には行っているわけがあります。そして、その人の周りにはたくさん兄弟や友人がいて、数十年たった今もその人々を思い起こし、そしてどういふふうにするか私たちの生活が幸せに、平和になるのか、こういう話し合いをするわけがあります。

さっきからの話を聞いておきますと、全くそういうことと違うんですね。何をとんちんかんなことを言っておられるんだ、こういう感じがいたします。そんなことじゃありません。日本国民にとつての戦争体験というのは、そして平和への願いとつての、そういうものじゃないんです。

きょうはうんとお話をしようと思つて、立派な本をたくさん持ってきました。これは「戦史叢書」といまして、防衛庁系の機関が三十年余りも前に発行された「沖繩方面陸軍作戦」という本であります。防衛庁防衛研究所戦史室著となつています。これは本当に立派な本ですよ。みんな読まなきゃいけない、必読の書ですよ。そして、もう一つここにございませぬが、これはこちらの本の抄録のようなものでありまして、「沖繩作戦 第二次世界大戦史」陸戦史研究普及会編というものであります。

私は、あなたの方の本を一生懸命読んでいます。すよ。そして、その中でも立派なものは立派なものだと言っているんです。ところが、あなたの方は私の本を全然読んでいない、それは冗談ですけれども。済みません。

国会でそういうお話もすることはできませんが、ともかく、この「沖繩方面陸軍作戦」というものを読みますと、本当に、涙なくしては巻をおくことができないんですよ。

ここにはどういふことが書いてあるか。沖繩の最後の戦いにおいて約二万の重傷患者が出ていた。そして、この重傷患者をどうすることもできなかったんだ、助けられなかったんだ。この重傷患者の処理が問題であった。そして「五月下旬首里、津嘉山付近の病院はもろろん、各隊も多くの傷者をかかえており、その数約一万と見込まれた。」この二万をどうやったのかといふと、この人々に対して手りゅう弾や爆薬や薬品を提供して自決させたんだ、こういうことが書いてある。

なぜ、この人々が、傷病兵として大事に看護される、そういうことが赤十字条約でも決まっていたにもかかわらず、日本自身がそれに加盟していたにもかかわらず、明治以降ずっとそれでやってきたにもかかわらず、このときだけ何で殺したんだ。そういう負の部分、やっではないこと、これをやっただけのことについて、例えば歴代の防衛庁長官は総括をやっているのか。こういうことが間違っていた、これからの国民保護というものはこうでなければならぬということも言っています。さらさらのさかどうか。何にもありませんね。またやるんじゃないかと、私は本当に恐ろしい思いがします。

こういう総括もやらないで有事法制だといつて、どうして有事に国民の立場できちんと対処できるというふうな信頼できるのかどうか。できませんよ。だから、今の議論というのはだれかがつくってやっていることであつて、本当にあなた方が防衛のことを考えて、間違つてはならない、そう思つて打ち出してこられている議論ではないんですよ。少なくとも人間であれば、こういうことはもうあつてはならないんだ、私としてはこう思

うと、本当にまじめにそのことを議論して、そして、かつての犠牲者の皆さんと何よりもやはり話をしてほしい。そういうこともやらなくて、何であつた、国会で空虚な議論をして、それでどうも日本の政治を動かしていきけると思つたのか。とんでもない。大間違いですよ。

そして、まだどういふことはたくさんあるんですよ。ここに防衛庁からいただいた資料がございまして、これを見てください。これは、日本軍が国外へ出ていって、どこでどれだけ亡くなったかというのを、防衛庁の資料で私が整理をしてつくつたものです。そして、これを見ますと、本当に、東南アジアにおいては百万人がむだ死にをしているということがはつきりわかります。そして、亡くなった方と生き残つた人、大体同じぐらいの数なんです。

では、亡くなった方々は何のために亡くなったのかといふと、飢え死にだから、全くのむだ死に。帰つてきて、我々はどういふことをやっただかという報告もできない。もちろん、亡くなった方が帰つてこれるわけありませんが。そういう現実を、なぜ皆さん方はよく議論をして、国会で討論をして、そしてそれを政策にして出していないのか。何にも聞いたことがありませんね。

私はここに「慰霊と不戦の誓い」を、こういう統計表をつくつて、わかりやすいものを幾つも幾つもつくつて配つていこうと思つてますよ。だけれども、あなた方はそういうことを議論しない。ということ、これはからまた百万、二百万、三百万とたくさんの人を殺すということですよ、教訓を学ばなかったら何をやり出すかわからないですから。その一番肝心なことを調べてもいなければ学んではないんですよ。何で、あちこちでたくさんの方が亡くなつたら、それはどこの人々がどういふわけで亡くなったのかといふことを調べないんですか。DNAでちゃんと調べればいいでしょう。今まで何にもやつたことがありませんね。みんなもう、東南アジアでも、あるいはシベリアでもほつたらかしますよ。

だから、こういう空理空論をやっておつてもだめだというふうには私に思いますが、今後のこのふうな安全保障、かけがえのないような大事な問題についての議論というのであれば、ちゃんとみ込んで調査委員会が何かをつくって、データをそろえて、そして国民の前にそれを明らかにして、やってください。私は、幾らでもあなたの方の本を読んで、そこで、あなた方が読んでいないところを全部こういうふうにして、ちゃんと読んでいますから。私は蔵書という癖はありませんから、本というものは読むものだと思います。きちんと読んで作業をしますから、それと一緒に議論をしましょう。

さっきからの話を聞いたら全然レベルが低い、率直に申し上げて。こんな議論をして日本のこれからの防衛政策、安全保障政策が出る、そんなことはありませんよ。おわかりでしょう。立派な方がいっぱいいて、久間先生なんかすごいものですよ。力を発揮しないからだめなんですすよ。終わります。(拍手)

○鳩山委員長 以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○鳩山委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林省之介君。

○(林省)委員 自由民主党の林省之介でございます。

きょうは、参考人の皆様方におかれましては、大変貴重な御意見をお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。

実は、私は、この委員会に所属をいたしまして一年と、そしてこの通常国会ということになります。この席にも三度立ちまして、一度しか質問の機会がありませんでした。二度は、いろいろな事情の中で流会になったというふうなこともございました。大変な紛糾を繰り返しながら今日に至っているわけでございます。

よく我々のところに、戦争ですか平和ですか、こうおっしゃるものですか、だれだつてそれは平和ですよ。だれが好んで戦争をやりますか。ただ、我々が幾ら平和憲法を掲げて、じつと平和平和と言っている、万一切あつたときにどうするんですか。日本の国として、どうして国家国民、生命、財産、身体を守っていくんですか。そんなことだつて考えるのが当たり前でしょう。いろいろな議論をする機会がたくさんございまして。時間が長かつた分、私どものところには、実はきょう最終的に質問をするので、何通のファクスが来たか。きょうも既に八通参つております。これなんか随分、まあまあ優しく書いていただいてるんですけれども、おれたちを殺すとか、教え子や再び戦場に行かせるとか、おれたちを殺す気とか、戦争法反対だとか、そのファクスの数は、実に一千八百六十二通であります。

そして、きょうもお二組の、これはいきなり来られるんですよ。全然下から連絡もない。本当は困ったことなんですけれども、多いグループは八名の女性でございます。東京の商店街の方だというんです。そして、やってこられて何をおっしゃるかという、私たちが戦争に行かせないでくださいと。女性ですよ。はつきり申し上げて、いささか何かにつかれていらっしゃるんじゃないかと思いたくなるような方々の陳情、要望が実は九十七件、きょう二件ございましたから九十九件でございます。さらに、嫌がらせの電話と言つていろいろな内容のものが五十八件。これが、昨年私がこの委員会に所属をいたしましたから今日までの現状でございます。

ほかの先生方にお聞きしますと、いや、おれのところはそんなに来ないよ。多分、久間先生のところなんかはそんなに来ないんでしょ。多分、来られたらばちつと、こうだとおっしゃるから行かないのかな、来ないのかななんて思うんですけれども、実は、私の事務所にはそれだけの抗議がございました。すべて抗議でございます。

私も、当然、この委員会に所属をしているというところは地元の皆様方も御存じでございますから、先生、ひとつ有事の問題について話を教えてくださいと言ってますね。いろいろな意見交換会を随分とやってまいりました。皆さん方がおっしゃる最終的なところは、どうもきょうのお二組の感じに分かれるわけですが、必要ですよとおっしゃる方、こんなのはともありませんとおっしゃる方、どうも二つに分かれるわけです。

そこで、きょうはその二つ、皆さん方がどちらかに分かれていく、どちらかといえば最初の方の、一点目の方の御意見が圧倒的に多いわけでございます。それは何かという、このたびの有事法制によって我々国民の権利や自由が束縛される、拘束される、このことについて、戦前のような、あるいは戦中のような、そういう状況というのには困りますよ。だけれども、先ほど渡辺先生の方からのお話にもございました。憲法の十三条、中には二十二条、二十九条、結構勉強しておられるんですよ。公共の福祉という言葉をお持ち出になって、こういうことから考えて、一定のいわゆる権利や自由がある程度制限をされてもそれはやむを得ないと思うけれども、有識者の皆さん方はどういうふうにおっしゃるんでしょうかね。

きょうは質問に立つということをきのう申し上げましたので、ぜひそのことについて聞いていただけないかとということでございますので、大変失礼でございますが、こちらのお三方、西元参考人、小尾参考人、渡辺参考人に、私どもの選挙区の方々のその質問に対して、今回のこの有事法制がどれほどそれぞれ個人の自由あるいは権利を制限するのか、基本的人権に照らし合わせてどうなのか、この範囲であればいいのじゃないですか、どんな御意見になるのかはわかりませんが、皆様方の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○西元参考人 お答え申し上げます。「公共の憲法第十三条の基本的人権について、」公共の福祉に反しない限り、」というこの言葉はやはり重い言葉だと私は受けとめております。基本的人権が尊重されることは当然のことだと思います。しかし、それはあくまでも公共の福祉ということが前提としてかぶらざるを得ない。その一つとして、我が国の災害対策基本法の第六十三条から六十五条にかけて、もう先生方は十分御承知だと思っておりますが、やはり国民の権利と自由を束縛する条項がございます。私は、災害対策についてはそのことが容認され、一方、我が国に対して最も深刻な武力攻撃事態において国民の権利と自由を束縛するということはぐあいが悪いという論理は、どのように考えても私には理解が困難でございます。

したがって、武力攻撃事態等法案には「国民の協力」と書いてある、ところが、災害対策基本法には「住民等の責務」と書いてあるわけですね。これだけ違う、ある程度の配慮がなされているということとははつきりと申し上げておきたいと思っております。

○小尾参考人 私は、先ほど基本的人権の問題でもうある程度お答えしていますので、そういうふうに御理解していただきたいと思っております。

○渡辺参考人 どうも御質問ありがとうございます。

林委員のおっしゃることに異論はございませんので、私も先ほど申しましたけれども、平時であれば許されるようなこともある程度は制限しなければならぬという事態に我々はどうするかということ議論しているわけでありまして、そういう必要がないときは必要がないわけでありまして、明白なことでもあります。

しかしながら、我々が今想定しているような事態においては、何らかの形で、一時的にしろ自由、権利というものを制限しなければならぬということ想定してやっているとありますから、そういうような事態がなくなれば、直ちにそれは解消しなければいけない。これは浜谷参考人もおっしゃいましたけれども、そういう事態が無

限に続くわけではないわけで、終わったというときには明確に終わる。非常事態と非常事態でないということをはっきりさせるということは、私は非常に大事なことだろうと思います。

そして、非常事態が起こっている最中であっても、それについて仮に何か権限の侵害があったときには、後からそれに対する補てんをするとか等々ということが当然考慮されなければならないわけでありまして、私が読む限りにおいては、用意されている法案の中には十分その考慮があるというふうには私は思っております。

○林(省)委員 どうもありがとうございます。

今のお三方のお話を、私もまた帰りまして、皆様方にこうでしたよという御報告を申し上げておきたいと思っております。

あと一点が、先ほど申し上げましたように、とにかく我々のところに来る抗議というのは、戦争法だ、政党によってはまだそういうビラが張られているわけです。戦争法反対、有事法制反対、まだ私の選挙区にもいささかは残っております。

そこで皆さんがおっしゃるのは、何でこれが戦争法なんですかという疑問なんです。何か外国から、不審船の問題とかテロ問題とか、いろいろな攻撃を受けたようなときに国家国民を守るべき法律であるんじゃないですか、そうおっしゃるものですか、それはそうなんです。なに、なぜ一部の方々が戦争法だ戦争法だとおっしゃるんですか。きょうお見えになって私がたまたまお目にかかった方もそうおっしゃるんです。私たちが戦争に行かせないでください、これは戦争法です、そう書いてあります、こうおっしゃるんです。どこにそんな条項があるんですかとお尋ねをするんですが、そう書いてあるの一点張りでございます、とにかく聞く耳を持っていただけない、こんな状況であるわけです。

そこで、お尋ねをしたいわけでございます。私の持ち時間はあと三分ぐらいでございます。しかも、先ほど藤井参考人につきまして、随分とわかるように、藤井参考人のお話からする

と、これはやはり戦争法なのかというふうにも理解ができまして、浜谷参考人、新倉参考人にぜひお聞かせをいただきたいのですが、そういう懸念が次々と、それはもう広げていけばそれはあるのかもしれないけれども、少なくとも現在審議をしている法律案の中から、どこをどう解釈すればこれが戦争法になる、国家国民を無理やり動員して戦争をしかける法律になるという条項があるのかわからないのか、そのあたりのところを含めた御意見を賜れば結構かと思っております。お二人の方にお願ひ申し上げます。

○浜谷参考人 私もその疑問はそのとおりでありまして、どこをどう読むとそういう解釈になるのかというのはいくつかあるというのが率直な感想であります。

強いて言うのであれば、それは、起こってしまった事態に対して対応している行為そのものが武力行使ですから、これが戦争だ、そういうことが戦争法だと言われることじゃないかと思うわけでありまして、そういう、実力を行使するということがらいますと、例えば警察が暴力団の取り締まりをするときに、暴力団の暴力も悪いけれども警察の暴力も悪いというのと理屈は同じになってしまっていますから、そういう考え方はとり得ないということでありまして。

ですから、国民の生命と財産を守るためにはどうしたらいいか。平和的手段が一番いいことはだれでもわかる。しかし、それが破綻した場合にどうするかということの究極の手段法を考えているわけであって、それを御理解いただきたいと思っております。

○新倉参考人 御質問ありがとうございます。戦争というのをどういうふうに定義するかというところにもかわかると思いますが、法案にはっきりとは書いていないのかもしれないけれども、要するに、武力攻撃を受けた場合にはそれに対処する、武力勢力を排除するというわけですから、今の浜谷参考人のお答えにもありましたとおり、平和的手段が尽くされた後に何ができる

か。その何ができるかというところを定めてあるということですから、それは武力によって攻撃を排除するというわけで、そういう意味では、実力といえますか武力行使ということを想定しているものであるということにははっきりしていると思っております。

日本から出かけていって戦争するというところをこの法案が考えているということは私は思いませんけれども、日本がそういう事態になった場合には、防衛のためということで武力行使をすることは当然予定されている。それはやはり公平に見て戦争、武力行使というのはやはり戦争だと思いませんので、そういう点で戦争法と呼んでも、それはちょっと誇張がありますけれども、間違いではないんじゃないかというふうに思います。

○林(省)委員 どうも皆さんありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、渡辺周君。(発言する者あり)いや、質疑の中でお二人の、浜谷参考人、新倉参考人に質問をされたので、私としては藤井参考人は指名いたしませんでした。

渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございます。きょうは、参考人の皆様方、非常に貴重な御意見、御提言、ありがとうございます。限られた時間ですので、私自身の見解を申し述べながら、専門家の御意見を伺いたいわけでございます。

今回のこの有事法制の議論、私、昨年からずっとこの委員会におりました。昨年の今ごろは、なぜ有事法制なのだという議論がございました。それは、米ソ冷戦のあのソ連の脅威論が言われていたときですら有事法制などというものがなくてよかったものが、なぜ今になって急に出てきたんだと。

昨年の今ごろは、正直言って、小泉人気が大変高い支持率を背景にして、ほこりをかぶったお蔵入りの法案を、慌ててほこりを払って出してきた。だから、その内容もまだまだ不細工なものであった。そしてまた、答弁も何かつけ焼き刃的な

答弁の中で、非常に私どもも納得がいかない。こんなものでは、とてもじゃないけれども、我々も前提で物言えば、非常事態においての、これは法治国家としての最低限の法整備はもろろんやっておかなきゃいけないということには前提でやってきたわけですね。しかし、余りにもひど過ぎるというところで今日まで来ているわけでございます。

民主党は対案を出しました。基本法、つまり、平時を想定していた憲法、そして、国家緊急権なき日本国憲法の中で我が国は非常時にどのように対応をするのかということについては、個別法に結局飛ばなければ、個別法でそれぞれが規定をされていた中で、基本法というものが策定をされ、提案されているわけでありまして。そしてまた、自由党からも法案が出ています。

そういう意味では、米ソ冷戦時代になぜ必要でなかったものかというふうな問われれば、これはやはり、昨年の九月の日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人を国家ぐるみで拉致したということを確認した。そして、しかもそれがまだ続行中であって、昨日も東京国際フォーラムで、拉致はテロであるという国民集会が、六千人ほどの方を集めて開かれました。その中で、やはりこれは安全保障の問題である。何よりも、拉致が続いているということは、解決していないということは、これは続行中のテロである。ということは、我々の主権の侵害である。残念ながら、この国が隣のすぐ向こう側にある限りは、いつ何どき次なる国家に対する、まあ瀬戸際外交などという言葉がありまして、私に言わせれば、外交ではなくて、これはもう完全な一種の主権侵害の国家ぐるみの行為である、国家的脅威であると私自身は思うわけでございます。

この問題がクローズアップされて、ある意味ではお茶の間の中でもこの問題が取りざたされたことによって、やはりこの国に、まだまだ周辺にはこういう脅威が存在しているんだということについて、先ほど自民党の林先生がおっしゃっていましたが、私自身が説明するとなると、これ

は攻める法律じゃなくて、守るための法律なんじゃないか。だからこそ我々は、いかなる事態においても国民をまず守る、国民の生命財産を守るという観点から、この法案を前提入りでつくったわけでありませう。

その一つの政府案あるいは与党修正案の中でない概念として、危機管理庁という、先ほど小尾参事の方からは非常に評価をさせていただき御意見をいただきましたけれども、この危機管理庁という存在について意見があるのは、また新しい役所をつくって新しい予算をつくるのかと。そこについては明快に、平時の役所と有事の役所は違うんだ、現行予算の中で人員を一人もふやさないでやる、これはある意味では行革そのものではないかというふうな御指摘をいただきました。

この点について小尾参事の方に改めてお尋ねをしますけれども、では、例えば危機管理庁をつくった場合に、平時はどのような活動を我が国ではしておくべきか。アメリカでは、例えば連邦対処計画というものを立案して準備している、専門家の育成をやってその名を高めている、地位をあらためているということでございますが、もし日本でFEMAを設置するということを今後考えていくとなれば、平時の役割をどのように考えたいだろうか。

そしてもう一つは、西元参事の方に、このFEMA構想についてはどのような御見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○小尾参事 お尋ねの件ですけれども、まだ日本にそういう機能が十分中核的でないわけですから、考えられることは欧米を例にとるということだと思えます。一つは、有事に対する専門家が、自衛隊等は別にして、国民レベル、つまり民間防衛という視点でのNPOとかボランティアとかネットワークですね、地方公共団体を含めてまだまだ十分なレベルに達していないわけですから、その教育訓練、国民啓蒙活動がまず一番大事だということふうに思います。

それから、大災害とかテロとかその他、有事と

いうのはいつ起こるか分からないわけで、平時と有事の活動という区分で、平時だけにとらえるのであれば、私は、まず人材育成を大至急アメリカ並みの、アメリカのFEMAは五千人もいて、地方にいろいろな事務所もありますけれども、そんな大きなものを期待しないとしても、民間が協力できるネットワークの中で中核的な役割をする教育訓練、啓蒙活動、あるいは研究活動の、例えば、FEMAも国土安全保障省ということであれば、生物、化学等の大量破壊兵器に対する対策も練っているわけですから、そういった研究開発も含めた人材育成をまず平時にやっていただきたいというふうに思っています。

○西元参事 お答え申し上げます。結論として、危機事態においては時間が勝負でございまして、そのためには一元的な指揮統制といたことが非常に重要であるというところは論をまたないと思えます。私は、このことを、阪神・淡路大震災の際に、本当に痛切に実感として受けとめました。したがって、そのような組織が必要であるというところは認識いたしております。

一方において、我が国においては、内閣法、内閣府設置法、それから国家行政組織法並びに各省庁設置法などの規定とどのようにこれを総合して最終的に結論を出していくかということについては、私は法律の専門家ではないのでわかりませんが、常識的にはそのように考えておりますので、どうかこの点も先先生方でぜひ御議論の上、将来の方向として一つの方向を定めていただければ、このように希望いたしております。

○渡辺(周)委員 やはりこの危機管理庁という概念が、当然のことながら、多岐にわたるさまざまな行政機構のいわゆる縦割りの弊害と言われて、例えば情報の伝達一つをとっても対応ができません。一つの例を挙げますと、今回の拉致問題をめぐっても、外務省と内閣官房では意見の相違があった、あるいは連絡が不十分であった。実際、先般もそういうことがあったわけでございます。つまり、後から気がついて修復する、あるいは何

らかの形でリカバーできればいいのかもしれないが、これは、まさに決断を求められたとき、対応するときに、各省庁からどうしたらいいのかということ、その協議をするだけでまた時間がたってしまう。この概念は、私もやはり必要だ。

ただ、批判を浴びがちで、またここで新たな役所をつくって新たな予算措置を、どうせ、もし大きなことが起これば、国家的脅威が起きた場合には、これは、災害も含めて何らかの補正措置が行われるでしょうし、アメリカの場合は大統領権限で専断事項があるわけですが、地方自治体においては何らかの形で、例えば知事なりが、もし地方の機関に対して指示をするときには何らかの関与ができるのかなとも思うわけでございます。

こうした中で、先ほどお話がありましたけれども、例えば、FEMAの地区運営局というところに正規職員が千人、しかし、四千人ほどのいわゆる臨時の予備職員やボランティアが対応、復旧に当たるといような仕組みになっているわけでありまして、今、我が国において、では、民間防衛、そのサポートする専門家をどのように育てるか。

例えば阪神大震災を経験された方々が、私の出身地である静岡県にも災害ボランティアをつくられた方がいます。実際、蘇生処置のような応急手当を消防署なんかに行って実際に勉強して、何らかの救急救命的な基礎知識だけは持とうと。しかし、残念ながらそれは一部でありまして、なかなかまだ全国的な組織にはならないわけでありまして、

そうした中で、例えば日本の場合、こうした緊急事態における民間ボランティアの育成というのはどういうふうにしたらいだろうか。その点については、もし、アメリカの例に詳しい小尾先生の方から、もう一言何か、我が国においてどのようにして育成するかということが御示唆いただければ、この場でお答えいただきたいと思います。

○小尾参事 一言で言えば、FEMAを先につくらなければ、日本の現状からすると、民間防衛のボランティア組織、NPO、ネットワークというのは簡単にはできないのかなというふうに思います。アメリカの場合は、歴史もありますし、また、テロ等に対する危機意識というのが非常に高い国民を擁していますので、その辺は、まずFEMAをつくるのが先かなというふうに思います。

○渡辺(周)委員 もちろんそうですねですが、ただ、人材というのは突然出てくるわけじゃないので、日ごろから、自治体を含めて、そうした機運を高めていくことも必要だろうなというふうに思います。

時間がもう五分を切つてしましまして、ちょっと総論に、最後締めたいわけでございますけれども、先ほど浜谷参事の方から、即断を求められる政府と、そして、多様な情報と多様な議論の中で真実へのアクセスをする議会とは違うのであるというふうな御意見がございました。まさに、非常にわかりやすい言い方をされたわけであります。我が党の場合は、武力攻撃事態があって、それを中止する、あるいは国会が関与することによって、認定するに当たって国会に情報提供せよ、国会で、当然のことながら、国民にも当然情報を提供するし、その明確な証左について出すべきである、そして、終わるときにも国会が関与するべきだというふうなことも、一つ、政府案あるいは与党修正案にない部分について盛り込んだわけですが、その点についてはどのように御評価をいただけるでしょうか。

○浜谷参事 その手続についてはおおむね了解しております。私の理解するところと大体同じだろうと思えます。

ただ、出すべき情報というものの、今度は中身の問題になってくるわけですね。結局、情報によっては、要するに相手方を利するだけのものというのもございますし、そういうことを考えたときには、何から何まで全部開示せよということ自体は無理があるというふうにも思われるわけでありま

す。ただ、国民に開示するということは、これは民主国家としての当然の責務でありますから、そういう意味で情報開示というのを求めるということとは妥当だろうと思えます。

○渡辺(周)委員 当然、いかなる手段を用いてどう情報をごとから得たのかということについては、これははっきり言って、国家のまさに安全保障の根幹にかかわる部分として公開できない部分ももちろんあるということは百も承知でございます。

ただ、その点について、昨年のテロ国会を思い出しますと、本当にピンラディンがああ九・一一に、一昨年ですか、関与したかどうか、その明確な証拠は、テロの首謀者であるという証拠は一体どこにあったのかということでは国会に実は資料が提供されなかったけれども、それも、正直言って、いかなるところからどういう形で来た証拠であるかということまでは我々ももちろん追及はしなかつたわけでありませう。

ただ、残念ながら、その中身が余りにもわかりにくくて、本当にこれが証拠と言えるものなんだろうかと、これは、当然国会でも質疑をいたしました。ですけれども、民主的統制ということが、やはり関与しないと、これは権力の乱用と暴走をしようというのを我々は非常に懸念しながら対案を作成したわけでございます。

最後にもう一度小尾参考人、西元参考人に伺いたいわけですが、特に西元参考人には、基本法がないという中で民主党は基本法を出したわけでございます。そして、与野党でいいものをつくってこれというように御意見も、こちらのいただいた資料の中にございますけれども、改めて、民主党が出した法案についての御意見を西元参考人と小尾参考人に伺いまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○西元参考人 お答え申し上げます。

先ほど意見で申し述べましたとおり、国家緊急事態法制というのは、私はどうしても必要だと考えております。

最も望ましいのは、ドイツの第十七次改正、一九六八年の基本法だと思えますが、これに類するものがあるのが我が国の憲法にきっちり規定されているということがどうしても必要なわけでございます。いまして、このところは、まず、憲法調査会の方では是非でもそのような方向に御議論を持っていただけたらいいということが最も重要なポイントだろうと思えます。

現段階において、それを、それでは憲法まではまだ時間がかかりませう。したがって、そのもう一つ前の段階で基本法制を整備していただくということは重要な問題だと認識しております。それについて、時間がかかりませう。多分時間がかかりませう。ということも、もっと重要な問題が先送りにされるということだけは避けていただきたいと思います。う考え方でございます。

○小尾参考人 民主党が対案を出したということは、大変高く評価したいと思っております。

国家の危機とか安全保障、あるいは大災害を含めた有事に対する国民の願いを生かすということであれば、与党と野党第一党が十分議論をして、そして一つの法案にまとめるというのが、国際的に見ても常識的な範囲じゃないかと思えます。で、与党に対する対案が出たということは評価する。

要は、評価の次として、与党と野党がどうこれを上手に料理していくかという、お互いの主張を生かしていくかということ、また国民が大変関心を持っていきますので、その点については今後の趨勢を見守りたいというのが感想であります。

○渡辺(周)委員 終わります。

○鳩山委員長 次に、赤松正雄君。

○赤松(正)委員 公明党の赤松正雄でございます。きょうは、六人の参考人の皆さん、大変に貴重な御意見ありがとうございました。

かつて、藤井参考人の書かれたものをよく読んで私としましては、藤井参考人は長い間全然変わられないなという感じを持ちました。私の方

は大分変わったのかなという意識を持って聞かせていただいたような気がいたします。

まず、新倉参考人にお伺いしたいんですが、要するに、先ほどのお話の中で、優先されるべき課題が転倒している、こういう御指摘がございました。私は、先ほど参考人がおっしゃった四つの点、アジア地域における安全保障協力機構の設立、あるいは北東アジアの非核地帯条約の締結、非核化等々の四つの御提案というのは非常に意義のある提案だと思っております。先ほども、同僚の委員からの質問にも似たような角度的な質問があったわけですが、そういうことは当然やっぴいかななくちゃいけないことで、私も、政府がやらなきゃいけない、そういう角度でしっかりと促進するというか、カバーしていきたいと思っております。

ただ、問題は、先ほどの参考人の御意見をお聞きしていると、言ってみればアメリカの戦争に協力するための、私のとらえ方で申し上げます。戦争協法力制だということもおっしゃり方なんです。そういう御認識は先ほどのお話でもわかるんですが、それはさておいて、要するに、純粋に日本の国が攻撃を受けたという形における、そのときにどう国民を保護するために対処したらいいのか、純然たるその部分。優先されるべき課題を転倒したとしましては、では、その次に来るべきものに対してどう対処したらいいと思っておられるんでしょうか。

つまり、私が衆議院の憲法調査会で先生と同じような意見を持たれる方に質問をいたしました。あります。そのときの答えは、そういう場合はどうするかという、何もしない。要するに無抵抗だ。無抵抗であるということがより一層被害を少なくする、こう答えられた委員が一人いました。もう一方は警察力に対応すると。なぜか。それは自衛隊が憲法違反の存在であるからという答え方だったと思えます。

そういうふうな角度で、要するに、どういう形でアメリカとの角度、さっき先生がおっしゃったことはよくわかるんですけども、そうではなくて、純粋に日本の国がある国から攻撃を受けたというときにどう国民を守るための法制度というものは、優先度は低くとも必要と思っておられるのか。それとも、そうじゃない、それはもう要らないんで、そういうふうな形でもってやるのはどうしてもアメリカとのかわりがあるからまずいんであって、要するに、そうじゃない外交手段の限りを尽くすということとまでおられるのか、思考を停止されているのか、失礼な言い方ですけれども、その辺をお述べいただきたいと思

います。

○新倉参考人 御質問ありがとうございました。

なかなか際どいところをつけてくれたという感じがします。ある意味では真実告白みたいな感じがしますけれども、私としては、実際に攻められたときには何ができるかというふうな考えれば、何でもできるんじゃないかという感じはしますね。そこら辺については、あらかじめ法制が必要かと思ったら、現在の法制で十分間に合うんじゃないかというふうには私は考えているわけですね。

それは多分、軍事力だけで武力攻撃に対して対処できるというのは、私なりに言えばちょっと甘いんじゃないか。国民の協力というのは、やはり法律をつくって協力を求めるというのは、そちらの側では筋だというふうには思いますけれども、私から言わせると、そうではなくて、もっと国民が、平和のための努力をこれだけやっていると、いう納得の上で、その上で自発的に協力という努力が出てくるんじゃないかというふうなふうに思っています。そういう点で大分考え方にずれと

うか差はあるのかもしれないけれども、そういう意味で、こういう形での法案をつくっているというの、そういう国民の自発的な努力というのをむしろ封じ込めてしまうことになるんじゃないかというふうには私は思っております。

から、それは、さつき四つ挙げた課題というのは全部外交的努力の問題なんですけれども、そういう外交的努力をする中で、日本国民自身もみずからやはり平和を実現する力として実力を蓄えていくんじゃないかというふうに思うわけで、そういう国民が、本当に他国から攻められたとき、では何をやるのか。それはあらゆる手段をとるでしょう。私はそういうふう信じております。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。参考人のお考え方がそれなりにわかりました。

それでは、西元参考人にお伺いしたいんですが、一つは、先ほどいただいたレジュメの中で二ページの二番目の武力攻撃事態等の認識についてのくだりで(2)から(3)に移るところ。つまり、今、要するに伝統的な形の、国家が国家を攻める形というのが想定されていて、有事法制の議論が進められてきたわけですが、そこへ昨今の、昨今というよりも、淵源をたどれば二十世紀後半から始まってピークとしてあの九・一一テロという形、あるいは日本が北朝鮮からのテロ工作船、こういう形のものの出現という形で、言ってみれば、日本人の関心が今までは意図的に封ぜられていたというか、関心がいま一歩低かったという有事法制のところ、テロという事態が起こって、両方同時に、その効果によって有事法制そのもの、伝統的な有事法制というか、国家対国家の紛争事態にどう対応するかという問題が惹起されてきたということだろうと思っております。

先ほどのお話、ちょっとお言葉足らずだったと僕は認識しているんです。(2)から(3)に至るくだり。要するに、国家対国家の伝統的な紛争、そしてテロと、いろいろなあいまいなものから明白なものまであらゆるレベルの武力攻撃事態があり得るものと思われとおっしゃった上で、その後、最近の我が国を取り巻く情勢からこのような事態が起こらないという保証はなく、国民の多くがそのことを心配しているというふう言われて、結論として、ありそうもない冷戦時代に想定された着上陸侵攻への対処を想定した法案だという指

摘は当たらない、こうおっしゃっている、ちょっと論理の飛躍というか、言葉が少し足りないんじゃないのかと思うので、もう少しそのところを。

○西元参考人 御指摘、大変ありがとうございます。そこところは、確かに私も言葉足らずだったのではないかと思います。

と申しますのは、専ら本格的な武力攻撃、いわゆる冷戦時代に想定されたような着上陸侵攻だけを指した、それに対処するだけの法案というわけではないという理解でございます。武力攻撃事態には、非常に低烈度のものから高烈度のものまで幅がございますということを申し上げたかったわけであって、そのすべてに私どもは対処しなければいけない、国家として。そして、武力攻撃事態等法案というのはそのすべてに対応するものである、このように理解しておりますので、専ら着上陸侵攻というように想定したものではありませんと理解しております。こう申し上げたかったわけでございます。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。

そして、さらに西元参考人に確認いたしますかお伺いいたしますけれども、要するに私のとらえ方としましては、今おっしゃったようなことも私とはとらえているんですが、まずは、今そのことが、つまり、参考人のお言葉を引用しますと、冷戦時代に想定された着上陸侵攻というものを今の時点で全否定するということは私は当たらないというか、つまり現在の時点で考えづらくても、これから先起こり得る可能性なしとしないという、そういった意味において、国家の基本的な構え方として、今それはテロという事態が起こってそれから人々の関心が集まっても、やはり主たる対応の土台というか基本は、国家としての基本的な構えとしての伝統的な有事対応、これをまず主力に置く。

同時に、今、昨今の事態としてのテロにどう対応していくかというのは、私自身の今現在のところでは、現行法であらゆる角度で対応する、そ

こを最優先させていく。つまり、どちらが主かといえ、そこを主にして、法案には、今参考人おっしゃったように全部ちりばめてあるんですけども、同時に、国家としてテロにあらゆる手段を尽くして対応していく、こういうとらえ方であるんですけども、何か御意見ございますでしょうか。

○西元参考人 お答え申し上げます。

確かに武力攻撃事態というのは、今御指摘の例えはテロ、一般的なテロをこれは意味しますが、テロ、武装工作員あるいは工作船の侵入といったものは、これは警察行為なのか国防行為なのか非常にあいまいな部分でございます。必ずしもこの事態すべてを武力攻撃事態と言わなければならないと思っております。この区分けが非常に難しい点があることは事実であります。

そしてもう一つ、先生のおっしゃいます最後の最も厳しい場面でございます。これは、相手が強制的な意思を持って継続的に我が国の独立・主権と国民の生命財産に深刻な影響を及ぼすわけですから、それへの備えというのは、仮に今は想定されていなくても、将来のためにそこへの備えとしまして十分を持っておく必要があるということと申し上げるまでもないと思っております。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。

渡辺参考人にお伺いいたします。先ほどのお話の中で、二つ目の権限の限定というくだりの中で、一番最後にすと述べられたことについてもう少し詳しくお考え方を聞かせていただきたいんです。

国民の協力というくだりについて、全体の精神をしっかりと書き込んだ方がいいというふうなニュアンスでおっしゃったような、そういうふうな私には聞こえませんが、この国民の協力のくだりについて、今の政府・与党が出している案、そして修正案の表現よりも、もっとさらにこうこういうふうな格好にすべきだというお考えをお持ちなんですか。その点についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○渡辺参考人 正直言って、私、それほど法案の条文が隅から隅まで頭に入っていないので、御質問に的確に答えられないのは大変申しわけございません。ですから、具体的にここをこうしたいというお答えができないということをまず告白しなきゃいけないんです。

どうも一般の議論の仕方としては、先ほども申しましたように、国家が非常事態において権限を集中する、そのためには、平時には許されるような国民の自由というものが程度は制限されなければならぬ、それはそのとおりだと思っております。そのとおりですけれども、それだけを言っていると、何となく、国家の必要と国民の自由というものが本来相対立しているというふうなとらえ方で、その上で、全体に立って、これ以上しゃいけなとかいうふうな議論になっていくような気がするので、本来そういう問題ではないのではないだろうか。国家と国民がそれぞれの立場で共通の事態にどう対応するかということであって、私も、自発的に国民がこのような事態でどうするかというふうな考えなきゃいけない。

これは法律の中に書くとかいうような問題では多分ないだろうと思っております。ですから、法律にこう書いてくれという注文ではなくて、全体に議論なさるときは精神といましようか基本的な考え方として、皆さんがそういう認識のもとに議論していただければありがたいということ以上には申し上げられません。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。

最後になりますが、浜谷参考人に、最後に先ほどのお話の中で締めくくられた、与野党合意に基づく成立をというお話で締めくくられたわけですが、先ほど、危機管理庁、日本版FEMAについてのお考えを述べられました。それ以外の点、例えば国会の関与ですとか、あるいは、私なんかも与党の一員でありますけれども、実際の細かい、今筆頭閣協でやられている協議の中身は存じ上げないんですが、幾つかのポイント、国会の関与あるいは国民保護法制ができるまで法施

行は凍結するか、幾つか、細かいものから大きいものまでありますけれども、その辺について、その辺について考え方を述べよというのにも変な話ですが、ちょっと御意見を最後に聞かせてください。

○浜谷参考人 その辺について申し上げたいと思いますが、FEMAの件は、私は今回は指摘をしませんでしたが、これは前から論文もしたためその主張をしていたところでありまして、若干のコメントをしたいと思えます。

アメリカのFEMAのコンセプトというか理念というのは、いわゆる国民にとつての緊急事態というの、起こった事態を問わない、要するに、有事であろうがテロであろうが大災害であろうが、国民にとつての緊急事態というのは生命財産が脅かされることすべてだ。それに対する対応を考えたときには、それに対するすべての対応ができるようなものとしての機関が必要であって、まさに縦割り行政の批判から出てきたんですね。したがって、いわゆる大災害に役立つものは有事にも当然役立つものだというのが理念としてあったらどうしようというふうに思います。

FEMAの特徴というのは、いわゆる縦割りを排するというところから、各省庁が従来持っている機能というものとそれから各省庁のいわば役割というものをマトリックスに仕上げて、そして、何かの機能を発揮するにはどことどことこの省庁がかかわるといことがあらかじめだれの目にも明らかかなような、そういうシステムができ上がっているということなんです。

したがって、日本の場合も、そういう省庁を単に一省庁としてつくっただけでは、いわゆる縦割り行政の弊害がまたそこに出てくるだけであって、これは問題があるだろう。しかし、アメリカの機能重視という、機能横断的な、各省庁横断的な、そういうものの発想からすればこれは非常に役立つことがあるかもしれないという程度の感想であります。

それから、修正協議については、いろいろな意

味でハードルが高いとか低いとか、対案が出たこととが、その対案自体がハードルだとか、いろいろな議論があるわけであって、先ほどの最後に申し上げましたように、対案をハードルだけに使ってほしくない。要するに、野党第一党と与党との合意でやるというのは、先ほどどなたかおっしゃいましたように、これはまさに近代国家、民主主義国家の当然とるべき道だと思えますので、その辺は十分に議論を詰めた上で成案を得ていただきたいというふうに思っております。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚です。

参考人各位におかれましては、大変御苦労さまでございます。私も自由党は、今回この委員会に、安全保障基本法と非常事態対処基本法という二つの法律を提出させていただいております。先ほど来、参考人各位の御意見陳述の中にもありましたが、我が国憲法が、自衛権の問題であるとか、また、非常事態、緊急事態ということについての明文規定を欠いているというふうなことがあります。

私も、日本国憲法の三大基本原則というものがあるというふうな考えをいまして、一つは国民主権、そして二つ目に基本的人権の尊重、三つ目に国際協調主義(平和主義)ということだと思っておりますが、この三つの原則というものは最大限尊重をしなければいけません。理念を尊重していかなくちゃいけません。その上で、明文規定がないものを基本法制定をして補完していく、この考え方について、浜谷参考人と小尾参考人の御意見を伺いたいです。

○浜谷参考人 御承知のように、日本国憲法の三大基本原則というのは、これは私が学生に講義をしていることでありますが、今挙げられた三点、それにほかならないと思えます。

ただ、その三点が全く同じように平等に扱われるかどうかということについてはいろいろ議論が

ありまして、本来は、国民主権という考え方と基本的人権の尊重ということを目的にして、そして国際協調主義と平和の実現ということはその手段であるというふうなことが言われます。すなわち、平和が手段であって、人権が犠牲になってもいいという感覚ではなくて、人権を保障するためにはその前提として平和が必要なんだという観念になりますから、当然、その平和をどうやって守るかということが人権を守るための必要な手段ということになってくるわけでありまして。

そうしますと、いわゆる国には、当然国家の属性として自衛権というものがあるわけでありまして、その自衛権というものをどうやって行使するかということ、各国々の主権に任されているということでもあります。その自衛権を全うするために、憲法の先ほど申し上げた空白部分というのを基本法としての理念に置きかえて、そしてこの理念に基づいて各法を整備するということは、それは憲法の理念に合致しこそすれ、反するものではないというふうな考えをしております。

○小尾参考人 私も浜谷参考人とほぼ同じでありまして、憲法の空白部分を基本法で補うということとは正しいと思っております。

○中塚委員 ありがとうございます。私どもの提出しております非常事態対処基本法というのは、目的のところでは基本的人権を守るといことを明記いたしております、やはり基本的人権を守るために国が何をすべきかということ非常に重要な観点と考えております。

次に、その基本原則のうちの国民主権ということなんですけれども、これは浜谷参考人の先ほどの御意見の中にもありました有効期限つき国会承認制あるいは国会拒否権ということなんですけれども、非常事態あるいは緊急事態、武力攻撃事態というときに、その布告なり対処というものが始まる、始まるのは、最高権力者であったり最高責任者である人が決めて始めるということなんだと思うんですが、それは、議院内閣制ですので、国会の与党の多数派の方がおなりになっているわ

けですから、始めるときはその最高責任者の方の御判断で始まるということだと思っておりますけれども、事態が推移していく中であって、やはりその事態に応じて判断していくものというふうにしていくかという意味で、国会が国権の最高機関ということでもあるわけですね。

この有効期限つき国会承認制、国会拒否権、私どもの案でも、国会が不承認という場合にはその布告を取り消すということも明記しておりますが、浜谷参考人、この点についてもう少し詳しくお話をいただけますでしょうか。

○浜谷参考人 始まるときは時の政権の判断によって始まるというのは、その時の政権というのが、民主主義的な合理性といえますか、民主主義的正当性のもとで民主国家の中で選ばれている限りはその判断を尊重するというしか民主主義社会はあり得ないわけですね。

ただ、その判断は往々にして誤る場合もある。それから、その判断の根拠にされた前提とか条件とか、そういうものが後に違うということも判明する場合もある。しかし、そのときに一切その承認を取り消せないとすれば、時の政権にまさに白紙委任した証文を持たせてしまうわけであって、そういうことでのチェック機能が国会にしかないというふうな考えをしております。

したがって、承認行為については、事前であろうが事後であろうが、事実上は、緊急の場合は事後承認というのはいくらでもわかってることなんです。したがって、そういうことにこだわるといことよりは、むしろそれに期限をつけて、そして自動更新はさせない。ですから、改めてその承認効果というものを継続させるためには、事前に、期間が満了する前に事前承認を求め、まさにこれは事前承認なんです、求めるということによって国会のチェックが働くんじゃないか。

したがって、国会のチェックというのは、それまでにいろいろな情報とか誤りとかそういうものが判明してくるでありましようから、それに基づいて真実にアクセスする方法をとることが国会の

本来の役割ではないかというふうを考えて、そのように提案させていただいたということでございます。

○中塚委員 ありがとうございます。

次に、西元参考人、小尾参考人、浜谷参考人の三方に、自衛権の問題についてお伺いをしたいわけですが、現実問題、我が国に対する武力攻撃というものが起こった場合には、米軍、合衆国との共同の作戦というものが想定をされていくわけです。そのときにいつも集団的自衛権の問題がありますが、私どもは、そもそも自衛権というのは個別と集団とを分けるものではないというふうな考え方であります。かといって、では、集団的自衛権を我が国が持っているからといって、それがフル規格の集団的自衛権で、例えば同盟国の国土が攻撃をされたからそこで応援に行くんだということではなく、自衛権は、個別、集団に分けないけれども、抑制的に使っていくんだ。我が国に対して直接の攻撃があったり、あるいはその攻撃のおそれがある場合に限り自衛権を行使する。

例えば今回のイラクの戦争についても、イギリスとアメリカは同盟国ということであらうふうな共同で作戦をとりました、我が国は、支持をするといった割には何もしていないわけですから、アメリカとは同盟国といえは同盟国なわけですね。そういう意味で、集団的自衛権というものが行使できるからといって、常にフル規格的に使わなければいけないというのではなく、政策判断によって、この場合には集団的自衛権を行使する。

私どもの考えは、先ほど申し上げましたとおり、我が国が攻撃をされる、あるいはそのおそれがあるときに米軍と共同対処をするという意味においての集団的自衛権行使なんです、こういう考えについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○西元参考人 お答え申し上げます。

私は、憲法の上でも自衛権が完全に否定されて

いない以上、自衛権を持つということは自明の理だと考えております。したがって、その自衛権は、国連憲章に言う個別的、集団的を問わず、国家として自衛権は保持している、このように考えております。

ただ、その行使につきましては、今先生がおっしゃったことと私の考えは基本的には同じようなものでございます。ということは、例えばアメリカが攻撃された、アメリカにまで出かけていって集団的自衛権を行使するといったようなことは、それは常識でも考えられないことだと思います。ただ、私たちが国際協力、国際平和協力ということも考えますと、集団的自衛権の行使が余りにも厳密かつ狭過ぎた解釈がなされていて、それが我が国の国際平和協力を非常に大きく縛っているということもまた事実だろうと思っております。これはこの武力攻撃事態等法案の中でぜひ御検討をいただきたい事項だと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○小尾参考人 集団的自衛権という問題を考えますと、私としては、日本が攻撃される、あるいは攻撃されるおそれがある、そのためにアメリカ軍が守る、そのアメリカ軍が攻撃された場合は日本はそれに協力する、そういう義務があったとしてもおかしくないだろうという考え方であります。○浜谷参考人 集団的自衛権につきましては、保持はすれども行使できずという有名な政府解釈があります。で、できずというところにちょっとひっかかるわけでありまして、行使できる、しかし、するかどうかはわからないわけでありまして、まさにおっしゃったように、フル規格で常に集団的自衛権は持っていれば行使しなければならぬいなんてことは全くとおりません。今の政府解釈でいきますと、行使できないとして、できる範囲を天井すすれまで上げていくことの方が非常に危惧を持たれるわけですね。

ですから、私は、できるとして、政策判断によってやるかやらないかを国会で決めていくことの方が合理的であろう。実は、できないといって天井すすれまでやったことと、できるといって制約的に使ったこととはほとんど差がないんじゃないかと思うんですね。したがって、その辺を国会で十分議論して、やるかやらないかを決めていけばいいという感じがいたします。その場合に前提になるのは国会議員の先生方の正確な軍事知識でありまして、これをぜひ、軍事知識がなければ国会議員になれないぐらいの、そういうような事態に日本もなればもうちょっと真つ当な議論があるんじゃないかというふうに考えております。

○中塚委員 次に、民主党の対案、緊急事態への対処及びその未然防止に関する基本法案ですが、先ほどから出ておりますいわゆるFEMAの問題がありますけれども、FEMAはアメリカがモデルなんだと思うんですが、私どもの非常事態対処基本法案というのはイギリスの方のウオーキヤビネット、インナーキヤビネットというのをモデルにいたしておりました、あらかじめ内閣の中に閣僚を限定した形でインナーキヤビネットをつくっておいて、それに加えまして対処基本方針というものを常に策定しておくべきだということに考えております。

この私どもの考え方と日本版FEMAということについては、小尾参考人と浜谷参考人、御意見がございましたらお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○小尾参考人 日本版FEMAについて先ほどから何回か私も答弁させていただいていますが、非常に重要なことでありまして、先ほどからいろいろな方が言う縦割りとか重複とか、そういうことがない、また、緊急という、非常事態という、時間単位で国民の運命が決まるようなことに対する行政的な中核機能というのですか、そういうものができることは好ましいということ、今の御質問の趣旨も含めて、そういうことであれば、設立に向けて国会の方で大いに努力していただきたいと

思っております。○浜谷参考人 FEMAというのがイメージで出てきますと、FEMAさえできればバラ色で、何でも解決するんじゃないかという、そういうまたイメージだけがひとり歩きしているわけですね。アメリカのFEMAをよく御存じの方だと思えますから、アメリカのFEMAの大きな一番の役割というのは、要するに、各省庁の持っている能力と機能をコーディネートすることなんです。それで最大限の持っているものを発揮できるということですから、FEMAをつくって、そこが全部たちどころに何か解決ができるというふうなことではないということをお前提にして申し上げたわけであって、それには縦割り行政とかそういうものが最大のネックになるんじゃないか、それをクリアしているような組織であれば日本でも役立つかもしれない。

ただ、それには底辺の組織が必要でありまして、いわゆる各地方自治体を持っている自主防災組織であるとか、そういうものの基盤整備とかいうものもあわせてやっていきたいと思います、FEMAというものが中央官庁でできればすべて解決することにはならないということをお前提として考えていただきたいというふうに思っております。

○中塚委員 ありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 次に、赤嶺政賢君。○赤嶺委員 日本共産党衆議院議員の赤嶺政賢でございます。きょうは、参考人の先生方、大変ありがとうございます。参考人の先生方のお話を伺っております、新倉参考人の方から最初に戦後の大きな決意ということをお聞かせしました。そして、藤井参考人の方からは沖繩戦のお話がありました。私自身が沖繩に生まれて、戦後の沖繩の荒廃の中で育ってきまして、具体的なリアルな場面が思い出されながら、そして改めて戦後の大きな決意が本当に大事なことであることを先ほどのお話で感じているところ

でございます。

そこで、きょうは、ただ、法案の参考人質疑ということになっていきますので、少し法案に沿って質問をしたいと思いますけれども、結局、議論を聞いていますと、この武力攻撃事態法なるものはいわゆる守る法律なのか攻める法律なのか、こういうことが議論であったと思うんです。

そこで、お話を聞いていますと、守るといっても、冷戦時代の着上陸侵攻というのは今直ちに想定できるものではないんだと。以前の内閣の話でいくと、万々が一に備えて、備えあれば憂いなしということになるんでしょうけれども、そこが間違い、この法律の性格が非常にばやけている。しかし同時に、私、今の国際情勢の中でこの法律を見ていった場合には、この法律が持っている本質的な面がすくよくよく見えてくるんじゃないか、このように考えるんです。

そこで、新倉参考人にお伺いをしたいんですけども、参考人の方からはこの法律の絵柄とお話がありました。大きな絵の一部だということもありました。そして、その中で日米新ガイドラインとかアーミテージ報告とかということもお話としてあったわけですが、これに加えて昨年のアメリカの国家安全保障戦略ですね、先制攻撃戦略として今議論をされているわけですが、この法律が守る法律か攻める法律かということを見る前に、そういういや応なしにアメリカとの関係が問題になっていく、そのアメリカが今国家安全保障戦略という戦略を打ち出している、そのことについて先生の御意見とかあるいは所感とかどうか、お聞かせ願えたらと思います。

○新倉参考人 御質問ありがとうございます。絵柄というのは私が言い出したことですが、アメリカの戦略についてはもっと詳しい人がいるかもしれないけれども、私の理解している限りでは、アメリカは、今回のイラクに対する戦争はどうして行ったかという点、最初は大量破壊兵器を蓄えていて近隣諸国を脅かす、こういう理由だったわけですが、その後、大量破壊兵器はどうも発見できないということで、イラク国民

を圧制者から解放する、こういうふうには言わたくしです。同時に、ブッシュ大統領というのは非常に大事なメッセージを出しているわけですが、つまり、それは他国のために介入するという論理ではないわけですが、そうではない、まさにアメリカの利益が問題になった、利益を図るためにやっているんだという論理ですね。

それは、だから、結局イラクが何らかの形でアメリカの利益を脅かす存在であるというふうなことで、それが現実化する前にたまたま、こういうこと、それを先制的攻撃あるいは先制的防衛というふうな呼んでいるということですが、これは、では実際そこで問題になっている利益は何なのかということには非常に不明確なんです。

よく言われていることは、石油のためだということに言われていますけれども、私の見るところは、石油のためだけではないんじゃないか、むしろ、あの地域にアメリカにとって親米政権をつくるということがやはり大きな目的ではないかと。さらには、中東という中でイスラエルの地位を確保する、これがやはりねらいだったのではないかと、このように思っています。

それと今回の法案と比べると余りにも落差が大きいです。日本に見えますけれども、しかし、私から言わせると、日本に対する武力攻撃というのは一体どういう事態であるのかという点はよくよくやり議論を詰めていただきたいというわけですね。

つまり、先ほどの議論ではっきりしてきたのは、日本の領域に直接武力攻撃がかけられる、これはほとんどあり得ないだろうということですが、これはほとんどあり得ないだろうということですが、やはり日本に対する武力の行使の危険というのはやはりあるんだとおっしゃっているわけですが、その場合、私の方から質問することはできないので、なかなか発言が微妙になりますけれども、アメリカが言っているような日本の利益もあちこちにある、それに対する攻撃が行われた場合、ではこれは日本に対する武力攻撃ではないか、こういう論理は十分考えられるのではない

かと思うんです。

日本の企業はあちこちへ出ていますし、どこの国にも日本の大使館はあるわけですし、それから日本の飛行機はあちこち飛んでいるわけですね。それから日本のタンカーは世界の海に在るわけですね。それに対する攻撃も、日本に対する武力攻撃あるいは攻撃のおそれ、それにつながるようなものではないかということにあるいはなりかねないんじゃないかというふうにも私は憂えているわけです。

そういう点でいいますと、この法案が非常に不透明であるという点は、一見すると、確かに、日本の国民あるいは国民の利益を、安全を守るための法案であるという形をとっていますけれども、アメリカの論理をそこにかぶせると、そこは、日本の利益が脅かされる場合には、先制的にやはりそれを守るために遠くまで出かけていって攻撃をしかけることも可なんだということになりかねないですね。

もちろん、直ちにそういう事態を歓迎するということも空気が日本にはありませんし、この法案を提案されている方もそういう事態なんかは考えていない、あるいはそんなことを言うのは笑止千万という話になるかもしれないけれども、しかし、事柄は動いていますから、今はそうじゃなくても、そういう事態にならないということは断言できないのではないかと、これが私の意見です。

○赤嶺委員 どうもありがとうございます。

それで、再び新倉参考人にお伺いいたしますが、私は沖縄に住んでおまして、沖縄の米軍基地の動きを観察していますと、やはりアメリカはアジアに対する警戒態勢を非常に強化しているなと。そこにアメリカの利益を守るという論理が結びついたときの沖縄の米軍基地が持っている不安というのをいっつも感ずるわけです。

今度の法律というのは、仕組みの中に、アメリカが海外で仮に動いていた、その場合の日本の平和と安全に重大な影響を与える事態は周辺事態としてあり得るといって過去の国会答弁も起きている

わけですが、同時に、今度の議論の中で、周辺事態と武力攻撃の予測事態は重なるということも言われてまいりました。

この法律は、予測の事態から動き始めていく、こういうからくりを持っているという点で、今度の法案が、言ってみればアメリカの先制攻撃戦略に引きずられていく、あるいは国家安全保障戦略で見られたような先制攻撃戦略というものを補完していく、それが日本の武力攻撃という事態にながっていくという不安を持っているんですが、その点は先生どうなふうにお考えなのか、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○新倉参考人 では、簡単に申し上げますけれども、私はそのおそれがあるだろうというふうには思いません。そういうことはあり得ないというならば、そういう事態はないということをもっとはっきりした形でやはり規定すべきだということに思っています。法律というものはやはり言葉ですから、言葉がどの程度クリアになるかということが非常に大事な点ですね。

ところが、先ほどいろいろと御発言のある中で、要するに、現在の戦争は非常に有事と平時というものの境目がはっきりしない、日本の利益に対する攻撃というのさまざまな形態があり得る、その上でどこで線引きするのが難しいということとは終始言われているわけですが、そういう意味では、どこまで続くかぬかみぞという感じが私にはありますので、その点強くやはり憂慮を表明したいと思えます。

○赤嶺委員 最後の新倉参考人への質問なんです、きょう配付された参考資料の中に、「国際刑事裁判所の設置による新しい人類史の始まりを歓迎する」というものが配られておまして、その中で、国連憲章、憲法九条とのかわりで刑事裁判所の意義が言われているわけですが、憲法九条や国連憲章、戦争と平和との関係で、この国際刑事裁判所の持つ意義、意味、先生どうなふうにお考えなのか。よろしくお願ひします。

○新倉参考人 先ほどの発言でも申し上げましたけれども、国際刑事裁判所というのは、やはり戦争犯罪を裁くところなんです。これは国内裁判所で本来は裁かれていたわけですが、それは不十分だと。特に、国ぐるみで戦争をやった場合に、勝った方は裁かれないという可能性があるわけですよ。やはり、国際的平和と安全あるいは人権という観点から、国際的な組織をつくってそういうものをできるだけ処罰することによって、そういうことをやる人をなくそう、これは要するに抑止力、そういう戦争犯罪の抑止ということが目的でつくられているわけですね。

ですから、これを強化していくことは非常に大事なんですけれども、これに反対しているのはアメリカであるところから、軍事力に頼ってやっていくというのがいいというふうに思っている国と、いや、もうそれは限界なんだ、もっとやはり理性的な、あるいは平時からいろいろと我々持っている工夫とか知恵を使って、ある意味では穏やかな方法で戦争というものをなくす、あるいは戦争における残虐行為をなくしていくという試みがあるわけで、ぜひこの国会でも早急にこの条約の承認をお願いしたい。

やはりこれがないと、有事法制だけ先走っているというのは私とても不安でして、議員連盟をつくっていただきたいということもあちこちでお願いして回っているんですけども、その点が、有事法制が先なんですというふうな反応があった、非常に残念に思っています。

○赤嶺委員 どうもありがとうございます。藤井参考人への質問も考えていたんですけども、もう残り時間がなくなりましたので割愛させていただきますが、ただ、先生が先ほどから述べられていた平和への思い、それが、沖縄戦で同僚を失った、私も、本場に戦争で被害に遭って見捨てられた、看護できなかったという後悔の念を持って、今日、今、私の恩師がいらっしゃいますけれども、そういう思いを私も改めて

込めて、またこの有事立法の成立を食いとめるために頑張りたいということ、これは藤井先生へのメッセージとして申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。○鳩山委員長 次に、今川正美君。○今川委員 社会民主党の今川正美です。きょうは、お忙しい中に参考人の先生方おいていただきまして、本当にありがとうございます。さて、最初に、質問に入る前に簡単に私の考え方を述べさせていただきます。思うんであります。が、いわゆる今日有事法制は必要だと思っております。議員の皆さん方のお考えの中には、そもそも有事法制がなかったのがおかしいとか、あるいは我が国の憲法に国家緊急権の規定がないというのは何事だといったような御意見をよく聞きます。しかし、私はそうした意味で、先ほど藤井先生の方から過去の歴史に対する認識を示されましてけれども、私も常々、過去の歴史に対する謙虚さというものをなくしたままこういう議論はできないと思っております。

つまり、半世紀前のアジア諸国に対する侵略戦争あるいは植民地支配を、我が国の国民は当時反省した上で今の新しい憲法を制定したはずだと思っております。その憲法は、簡潔に申し上げて、天皇制を象徴制で残すかわりに第二章の戦争放棄を置いたと思っております。これは、やはり今は亡き昭和天皇の賢い意思でもあったと私は思っております。つまり、では有事の際どうするかというものは、少なくとも当時この国会において吉田首相は、連による集団的措置というものにゆだねたい、このようにおっしゃったはずであります。そういう歴史の経緯があるからこそ、これまで国家緊急権の規定もなければ、あえて欧米諸国のような有事法制の法整備を必要としなかった。それで、この半世紀以上、我が国は、専ら平和外交とさまざまなODAを含む経済援助を通して、他国には見られないほどの平和外交でそれなりの形をつくってきた、私はそのように歴史的な認識を持つわけ

であります。この有事法制の議論が一年前から始まって、私にもいろいろな激励のファクスや電話やメールが届きました。その中で、七七年から始まった有事法制の研究、このときに防衛庁の官房長でございました竹岡勝美さんから何度もお手紙をいただいたんです。

その中で、あのと自分には有事研究の中心にいたけれども、法制化をしないという前提だったから随分熱心なやっただ、今ごろになって法制化をするということは、これは本当にもう裏切りじゃないかという怒りに満ちた手紙を何度もいただきました。

さて、有事法制の原型は一九六三年のいわゆる三矢研究だと思っておりますけれども、あのとときは、朝鮮有事を想定した日米による共同作戦、それに必要な法整備だった。しかも、これを当時の制服組が秘密裏に研究していたということでも問題になりました。そうしたことが二年後の六五年に発覚したにもかかわらず、やはり六七年から六八年にかけて日米の制服組は、日本有事を想定した日米共同統合緊急作戦計画というものを政府や国会の承認を得ないまま作成していたということも新聞で明らかになりました。

私が思うのは、今回の有事法制も、いわばそのルーツといえます。これは九年前の九四年、朝鮮半島の危機感が高まったときに、アメリカは既に周知の戦争計画、戦争プラン五〇二七号を策定しましたし、日本政府にそれに基づいて具体的な支援協力を要請した。しかし、日米両政府は、例えば有事法の整備が成っていないだとか、あるいは集団的自衛権を実質的に行使できないなどの要因から、日米共同作戦には実効性がないということとを相互に確認を合っている。

その後は、もう先生方御承知のように、日米安保をグローバル安保へと再定義した九五五年のナイ・レポート、それから日米共同宣言、さらに日米の新しいガイドライン、そして周辺事態法、さらに三年前の例のアミテージ・レポートという

ふうに、一連の流れというのは、今申し上げたような、日米共同作戦に実効性を持たせるための共同作業であったというふうには私は認識をいたしています。

そこで、私が常々尊敬を申し上げております藤井先生の著作を改めて読んでみまして、二つのことを藤井参考人にお尋ねをしたいと思っております。

一つは、この法案に記載をされていない、武力攻撃事態の発生あるいはおそれ、あるいは予測の事態であれ、その事態を認定する主体というのが果たして日本政府であろうか。あらゆる軍事情報を握っているのは米軍、米軍だと思っております。そういう同盟関係にある日米関係の中で、武力攻撃の発生、おそれ、予測される事態のいずれであれ、どことが最初にそういう事態を認定するのだろうかということが一点であります。

それとも一つは、仮に、あつてはならないけれども、そういう不測の事態が生じたときに、日米が共同作戦態勢をとる、その場合の指揮権の問題であります。この特別委員会の中では、このように答弁があるのです。福田官房長官が、指揮権が統一されていなくても特段の問題はない。果たしてそうだろうか。いざ戦争だということに、米軍の指揮権、自衛隊の指揮権ということで通用するのだろうか。

この二つの点に関して、藤井参考人のお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井参考人 御質問、ありがとうございます。今お尋ねいただきましたことにつきまして、やはり相当詳しく、事実に基づいて分析をする必要があると思っております。だから、簡単に申し上げるならばそれは簡単にできるのですが、余り意味はないでしょうね。だから、やはり正確に議論をしていただく。一番私が希望したいのは、この委員会でも皆さん方が意見をどんどん出して討論をする、そこで解明をしていく、そういう姿勢が必要ではないかと思うので、お勧めしたいと思っております。

簡単に済ませようと思ったら、久間先生に教えていただいた方がいいのです。ただ、彼が持っているものは防衛庁の秘密なんですね。ここに問題があるのです。秘密じゃない形でそれを出してくだされば、議論はほとんど深まっていくのです。ところが、私の拝見したところでは、久間先生はこれを全部秘密にしている。つまり、防衛庁が明らかにしないのですよ。

そこを超えようとしたらどういう手順が必要かといいますと、アメリカとの交渉の中で出てきた新しいデータを全部カードにして、そしてそれを全員の共通の財産にすることですね。そうすると、新たな変化がどこに出ているかということを出掘ることができませんから、それなしにやると、やはり大きな失敗をする。

ということは、それをきちんと作業しないでやっていると、アメリカに乗せられるんですね。そのアメリカに乗せられる危険性大いにありというのを、「密約」という小さな本に私は書きました。これは、そのデータを幾つか並べてみせただけのことです。だけれども、そこで、アメリカの手というのは何であるか、これは読むことができる。そういう本は二、三年前に書きました。

ということはどういふことかといいますと、軍事というのは最大限ここまで広がるという、それはもう当然にしてそうなるんですね。そういう要素を持っています。ですから、何か次から次へ起きてきて変化していつているように見えますけれども、それは起こるべくして起きていくんですね。そのことを全部知っているのは、アメリカの言ってみれば統合参謀本部議長とかそういう人はもう大体わかっているのです。つまり、その人は、私も最近書きましたけれども、やはりクラウゼビッツとかそのぐらいの軍事学の学問をしている人であると言っていると思います。

ですから、今川先生がおっしゃいましたことにつきましても、例えば、私の本でいいますと、シーエンジェルという、これがパターンとしてアメリカの海外における作戦のやり方、その一つの

姿をシーエンジェルは示した。そのようなものを幾つも幾つも積み重ねていって、そしてこのシーエンジェルは太平洋でやっているもの、しかし、その次に、中東でやっているものもある、あるいは北朝鮮を中心にした東アジアでやるものもある。そういうふうな作戦パターンをずっと積み重ねて研究して広げていっている。これをちゃんと見ていただかないと、防衛庁は大きな失敗をするということになると思います。つまり、手のひらの上で踊らされることになるんですね。このことを忘れてアメリカとの防衛交渉をやっているといけないと思う。

そういう意味では、ひとつこの場で、アメリカにだまされないための戦術というものを皆さんで研究していただく必要があるのじゃないか、そう思います。いかがでしょうか。そういうことになりますと、今川さんのお力も非常に大きく日本の防衛に役立つことになりそうですから、一緒に協力してやってみよう。

それで、非常に軽く見過ぎていると思うのは、アメリカがみずからの利益に従ってやっていると、いうことを軽く見ていると、最後に大きく背負い投げを食らうことになるんじゃないか。決して話がついていくわけではないのですよ。今と今と変わっていつているわけですね。

それで、非常に私が心配するのは、この方が非常にアメリカに対して好意的で、一方的で、ずつとそれで六〇年安保以後やってこられたんですね。やはりこれはちょっと問題がある。つまり、かつてもう大きな失敗をしたわけですよ。沖縄で大きな失敗をしている。この大きな失敗をしたという事実の上に立って、どう日本の防衛をリードしていくかということをお考えいただくことが必要だということに私は申し上げたいと思います。

○鳩山委員長 藤井参考人、認定主体とか指揮権のことを今川委員は質問されたのですが、少しお答えになったらいかがでしょうか。

○藤井参考人 実は、データを全部そろえようと

思ったのですが、何といってもきのうからきょうまでの話ですから、その作業をやる時間がなかったの、まことに申しわけないですが、これはこの次に出す本に載せたいと思うのですが、お許しをいただきたいと思えます。

○今川委員 時間がもうあと一分ぐらいです。実は、私は先生の著作を随分読ませていただいて、今回のイラク戦争の場合も、米中央軍の前線司令部をカタルに置いて、米軍を支援している各国はその指揮下に入っているんですね。

きょうは時間があれば西元参考人にもちよっとお聞きしたかったんですが、安保の委員会のときにも、私は防衛庁長官に日本の自衛隊も米軍の指揮下に事実上入っているのではないのかとお聞きをしました。作戦指揮下もしくは戦術指揮下、そういう概念そのものが、我が自衛隊、防衛庁にはないというふうな話でもありました。

もう時間がありませんから、今、藤井参考人からもありましたように、政府が、こういう有罪法制という非常に重要な法案を審議するときには、出すべき資料をもっとオープンにして、そして、これは与党、野党の垣根を超えて、やはり国民になるほどと言っていただけのような議論をした上で審議を進めていかなければならない、私は本心にそう思います。そういった意味で、まだこの審議というのは、来週も含めまして、十分に国民の皆さん方の目に届き、耳に届くような議論をしてまいりたいということをお申し上げて、私の質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、井上喜一君。

○井上(書)委員 保守新党の井上喜一でございます。きょうは、参考人の皆様、御苦労さまでございます。私は、時間がありましたら、二つの御質問をしたいと思っております。まず最初の質問は、先制攻撃ということについてであります。

戦争といえますのは、大体、受けて立つ戦争ですね。自衛権を發動して行う戦争というのは、そういうものが普通だと思っております。

も、しかし、かつてのように、プロペラの戦闘機だとか戦車だとか、小銃とか機関銃というような武器体系のもとではともかくも、最近のようにミサイルというような武器が主体になってまいりますと、戦争のやり方なんかも大分違ってくると思っております。そういうことから、先制攻撃の必要性があるんじゃないかというふうな議論が生まれてきていると思っております。日本におきましても、座して死を待つのか、こういう議論がございます。

そこで、この先制攻撃についてお伺いしたいのは、だからといって何でもかんでも先制攻撃をすればこれでいいのかという問題が今ありまして、それには一定の制約といいますか、条件のようなものがないといけないと思っております。

そこで、まず、これは順番にお聞きしたいんですが、先制攻撃の必要性を認められるのかどうかということが第一ですね。それから第二は、仮にそれを認めるということになれば、どういう条件のもとに認めていったらいいのか。これをお聞きしたいと思っております。

まず、西元参考人、お願いいたします。

○西元参考人 お答え申し上げます。

軍事的合理性からいけば、先制攻撃というのはオプションの一つだと思います。ただし、国家の政策としてそれを適用するかしないかという問題は、私は全く別問題だと考えております。少なくとも現状、我が国が先制攻撃をとるといふことは、私の常識からは政策的には出てこないというぐあいに考えております。

あえて、そのやれる場合の条件はどうかというぐあいに仮に問われれば、第一に、それ以外に防ぐ手段が全くない、そして、しかも、それを座して待つということは極めて甚大な被害をもたらすという明白な証拠があるという、少なくとも二つの条件は外せないのではないかと思います。後者を判定するということは至難のわざ、したがって政策的にとり得るものではないのではないかと、このように考えております。

○井上(喜)委員 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、小尾参考人、お願いいたします。

○小尾参考人 先制攻撃という言葉が私たちの頭に入ったのは、イラクに対するブッシュ政権のいわゆるブッシュ・ドクトリンという、アメリカの安全保障上、非常に、百八十度とまで言いませぬけれども、かなり大きな転換をしたということの事実関係からだと思っております。悪口を言う人はネオコン・ドクトリンとか、いろいろ言いますけれども。

いずれにしても、自分の国民の生命、身体、財産が脅かされるという危険性が出たということであれば、それを客観的に判断できるというその情況証拠があるというのであれば、それなりの手段をとることもやむを得ないのかなというふうに思います。

ただ、これが国是的になってしまいますと、これはアメリカに対しても非常に問題視するいろいろな国際的な意見がありますけれども、ちょっとそれはやり過ぎという考え方も持っております。○井上(喜)委員 次に、渡辺参考人、お願いします。同じ質問です。

○渡辺参考人 先制攻撃という考え自体は、別に最近出てきたわけではなくして、前からあると思うんですが、それが非常に大きく問題になったのは、今まで御議論があったように、イラクに対するアメリカの攻撃であったと思います。

そこで、私の考えでは、なぜそういうことが問題になるかという、いわゆる大量破壊兵器というものが拡散しているという現実をどうするかということが前提だと思えます、条件とおっしゃいましたけれどもね。そうすると、今までの考えですと、そういう物騒な兵器というものはまず国家が持っているものだ、そういう国家が持っているものに對してはいろいろな形の抑止というものが大きくという前提であったと思うんです。

その二つの前提が、崩れてきていますとアメリカは思っているわけですが、もしそうだとすると、

これは大変な事態だろうと思うんですね。国家以外のいろいろな集団、場合によっては個人でさえも、かなり殺傷力の高い武器を持つことが可能になってくるということになると、これは大変なことになる。

そうしますと、そういうふうな事態に對しては、従来のような抑止というものがきかないだろう。従来の抑止は、御承知のように、向こうがそういう物騒なものを持っていても、こちらがそれに対抗するものがあれば、向こうはそのような危険を冒してまであえて攻撃をかけたのではないだろうという論理の上に成り立っているわけですが、あちらが、自爆テロというのが典型的だと思うんですが、自分たちはどうなってもいいんだ、とにかく相手をやっつけたいんだという論理しか働かない場合には、抑止がきかないですね。

そうすると、もしそういう認定が正しいとすれば、そういうものを持っているという疑いのある場合には、こちらから先に攻撃してそれを取り上げることが必要になるというの、いわゆる今の先制攻撃論だと思うんですね、一般理論として言つと。

それが日本にどう当てはまるかというのはなかなか悩ましい問題だろうと思えますけれども、先ほどの御質問にあったように、どういう条件であるかというときには、西元参考人の御意見をかりると、ほかの手段がきかなかつた場合というふうにおっしゃったわけですが、私の言葉で言いかえると、今申しましたように、そういう抑止というものがきかないという場合には、ぎりぎりそういう危険が目に見えているという証拠があつたという場合には、これはやはり何かをしなきゃいけないだろう、そういうふうな考えです。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございます。次に、同じ質問であります、浜谷参考人、お願いいたします。

○浜谷参考人 まず、座して死を待たないというお言葉でしたけれども、座して死を待たないというこ

とを国民に求める国家というのは、もう国家の機能を喪失しているというふうにまず思えます。

そうであるならば、では先制攻撃そのものを認めるかということになると、これは確かに悩ましい問題ではありますけれども、先制攻撃そのものを認めたということとを国際社会に宣明したときの日本国の外交的デメリットというのを考えますと、必ずしも日本のメリットばかりではないいんではないかということが一点であります。

それから、日本に、仮に先制攻撃というものを認めたとしても、継続能力がないわけですから、そういう意味では、ただやっただけということにならず、結果的に何の意味もなかったということになるようなおそれもありますので、必ずしもそれは高尚な判断ではないんじゃないかということでもあります。

それよりも、日本が今、防衛上の国是としております専守防衛という概念の見直しの方が、私はどちらかというところ合理的ではなからうかと。専守防衛というのは、要するに、やっつなければ何もしないということではなくて、その範囲を広げることによって対応可能な部分というのがまだ出てくるのではないかと。

それからもう一つは、どのような場合に認めるかというようなことでありますけれども、過去には国会答弁の中で、それしか手段、方法がないという場合には外国のミサイル基地をたたくというところもこれは自衛権の発動として認められるという答弁もあるわけですから、そのような形で専守防衛の概念の見直しというものがこれから行われるべきではないかというふうに思います。

○井上(喜)委員 ありがとうございます。また同じ質問であります、新倉参考人、お願いいたします。

○新倉参考人 先制攻撃といいますが、これは国際法上違法なんですね。許されるはずはないんですけれども、事実上行われているというだけの話です。ちょっと参考のために申し上げますと、かつて

私たちは、国際司法裁判所というところへ、核兵器の使用及び核兵器による威嚇というのは国際法に違反しないのかという問いを、勧告的意見を求めたことがありますけれども、そのときに、意見は割れるわけですが、一致して認めたのは、一般的には国際法に核兵器の使用というのは違法であるということですね。最終的に、ではぎりぎりの場合、その国家の存立にかかわるような場合に核兵器を使用するというところは合法なのか違法なのかという点について、三名の裁判官は、これは違法である、国家が滅びても核兵器を使っちゃいかぬ、厳しく言えばそういう考え方を表明されたわけですが、多数意見は、そのときは私たちはもう判断できない、この問題は皆さんで考えなさい、こういうことですね。

先制攻撃というのはいろいろな形態があると思えますけれども、一気に国土を壊滅させるような大規模な攻撃ということが予定されて、イラクに對する攻撃はそういうことを一応想定してやっているわけですが、全く無条件にやっているわけではないということも確かですけれども、そういう場合であっても現在の国際法の基本的な考え方としては違法であるということですね。

○井上(喜)委員 藤井参考人にもお尋ねしますが、その前に浜谷参考人に、ちょっと御答弁に関連をいたしまして御質問したいんですが、専守防衛の範囲を多少広げていけばいいじゃないかという、確かにそういう議論があるわけですね。だから、参考人の御意見としては、どの程度まで広げるのか、御意見があればお伺いしたいと思います。

○浜谷参考人 それは私の役目じゃなくて先生そのものの役目だと思えますけれども、いわゆる過去の国会答弁は、そのあたりは十分詰めた上での答弁だと私は認識しています。要するに、それしか手段がない、そこをたたく限りは永久に日本が攻撃を受けるんじゃない状況になれば、それは専守防衛ということ自体が意味がないということになりますから、その専守防衛という概念を

すっかり守ろうとすればそこをやるしか方法がない、こういう意味で広がる部分はあるのではないかと、こういうふうにも申し上げたわけだ。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございます。

最後になりましたが、藤井参考人にも同じ私の質問です。同じ質問というのは、最初の質問につきまして、御意見があればお伺いしたいと思いません。

○藤井参考人 戦略とかあるいは政策とかいうことに広げて申し上げることができたらいいと思うんですが、私の今の極めて素朴な、直観的な考えからすれば、日本として一番いい政策は、例えば一例で言いますと、国民保護法というのをつくると言っているんだから、つくったらいと思いませんか。これは非常に効果的な政策になると思いますが。そして、国民保護法というのをつくる、と言いつつながら余力を入れないで、実際また別のことをやり出したというのが、非常に危険な、マイナス効果が最も大きい政策展開だろうと思いません。

実際に今までやってきたことを見てみますと、明治以来、ずっとそんなに立派な防衛政策は出してないんですよ。ですから、この際うまいことをやろうなんというのを考えないで、まず一年生からきちんと基本をやっていくということが大事だ、私はそう考えております。

○鳩山委員長 藤井参考人、質問は先制攻撃についてですが……。

○藤井参考人 それはわかっております。最初の質問はそこであったのはわかっていますが、ただし、問題を広げて答えさせてください、こう申し上げました。

○鳩山委員長 はい、わかりました。

井上喜一君。

○井上(喜)委員 ありがとうございます。

もう時間もありませんので、次は西元参考人だけにしか御質問できないと思うんですが、政府の

方は武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、これを提出していますね。与党の方はその修正案を出した。これは御存じのとおりであります。この法律のほかにも、もちろん民主党、それから自由党の方もそれぞれ出ています。私は一応、政府の案を中心にして御質問するのでありますが、この法律以外に法律をつくる必要、つまり有事の法律、あるとすればどんな法律なのか、どんな中身になるのか、お考えがあるんじゃないかと思うんですが、お聞かせいただきたいと思えます。

○西元参考人 大変難しい御質問でございますが、有事ということ、これまでの政府答弁のとおり、我が国が武力攻撃を受けたような事態、いわゆる自衛隊に対して防衛出動が発令された事態というぐあいに限定いたしますと、私は、これまで出されている政府の案、それに与党修正案、並びに民主党と自由党の修正案、これで範囲はカバーしているのではないかと思います。

それ以外にもっと重要なこととして、我が国が国際社会の平和と安定にどのように協力していくかという包括案、これはやや有事法制とは違いますが、この度のそのような包括案をつくって、その都度その都度の事象にタイムリーに対応できるようにしておくということは非常に重要な事項だと考えております。

○井上(喜)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○鳩山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、また貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

次回は、明九日金曜日午後一時五十分理事會、

午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

平成十五年五月十三日印刷

平成十五年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B